

PART 748

Applications (Classification, Advisory, and License) and Documentation

申請（番号分類、助言及び輸出許可）並びに書類提出

Sec.		Page
748. 1	一般条項	1
748. 2	様式の入手；郵送先	2
748. 3	番号分類請求及び、アドバイザー・オピニオン及び暗号登録	2
748. 4	輸出許可申請に関する基本的ガイダンス	5
748. 5	取引当事者	7
748. 6	輸出許可申請書についての一般的指示	7
748. 7	輸出許可申請書及び関連書類の電子提出のための登録	8
748. 8	固有の申請及び提出の要求事項	9
748. 9	輸出許可申請書における外国の当事者の評価についての添付書類及び／又は輸出許可要求事項への順守を促すための添付書類	10
748. 10	中国（PRC）最終需要者申告書	12
748. 11	最終荷受人及び購入者による申告書	14
748. 12	小火器条約（FC）輸入証明書	15
748. 13	香港の輸入及び輸出許可	16
748. 14	添付書類要求事項の除外の付与 [Reserved]	17
748. 13		
748. 15	Validated End-User（VEU）[認証最終需要者]の認可	17
付則 1	BIS-748P、BIS-748P-A：品目付表、及びBIS-748P-B:最終需要者付表；多目的申請書指示事項	
付則 2	特有の申請及び提出要求事項	
付則 3	最終荷受人及び購入者による申告内容の要求事項	
付則 4	[Reserved]	
付則 5	米国の輸入証明書及び通関証明書事務処理要領	
付則 6	小火器条約のもとでの輸入証明書発行当局 [RESERVED]	
付則 7	認証最終需要者（VEU）の認可：認証最終需要者、輸出、再輸出及び移転について適格なそれぞれの品目及び適格な仕向地のリスト	
付則 8	認証最終需要者（VEU）の認可請願に必要な情報	
付則 9	最終需要者審査委員会手続き	

PART 748 (第748章) — 申請 (番号分類、助言及び輸出許可) 並びに書類提出

§ 748.1 一般条項

(a) 適用範囲

本章において、輸出管理規則又は EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。

本章の条項は、EAR の対象となる番号分類及びアドバイザリーオピニオンの請求、輸出許可申請、再輸出許可申請及び特定の輸出許可例外の届出について収載している。

電子様式又は書面様式に含まれるすべての条件、制約、条項及び指示事項 (申請者及び荷受人証明書を含む) は、EAR の一部として組み込まれている。

本章でいうところの用語 “申請書” は、電子申請書及び様式 BIS-748P (多目的申請書) の双方をいう。

(b) BIS の返答

BIS は、書面で或いは電子的に BIS に提出されたすべての関連する事実及び必要書類によって裏付けられた申請書であって、適切に漏れなく記入された申請書の審査を通してのみ、正式の番号分類、アドバイザリーオピニオン又は輸出許可の決定を与える。

(c) 守秘義務

輸出管理法 (改正版) の § 12(c) に沿って、輸出許可申請書を考慮する目的で入手された情報、及び、輸出許可申請に関して米国商務省が入手したその他の情報は、商務省長官又は産業安全保障担当事務次官の承認なしには一般に開示しない。

(d) 電子提出要求事項

すべての輸出及び再輸出許可申請、許可例外 AGR の事前届出、“600 シリーズ”の最終品目に対する許可例外 STA 使用の認可請求 (これは、現在、輸出許可申請書として提出されている) 及び番号分類請求並びにこれらの添付書類は、BIS が書面での様式 BIS-748-P (多目的申請書様式)、BIS-748P-A (品目付表) 及び BIS-748P-B (最終需要者付表) による提出を是認している場合を除いて、BIS のネットワーク申請簡略手続きシステム (SNAP-R) により提出しなければならない。原本の書面による様式のみが使用できる。ファクシミリ又は複写は受理できない。

(1) 書面での提出を是認する理由

提出を行う当事者が次の基準の 1 つ以上を満たす場合、BIS は、書面での申請書、届出又は請求を処理する：

- (i) BIS が、今回提出を受けた直前の 12 か月において、当事者からの提出件数 (すなわち、輸出許可申請、再輸出許可申請、許可例外 AGR の事前届出及び番号分類請求の合計件数) が 1 件以下しか受けなかった場合；
- (ii) 当事者が、インターネットへのアクセスする手段を持っていなかった場合；
- (iii) BIS が当事者の電子提出の登録を拒絶したか、電子的に提出する当事者の適格性を無効にした場合；
- (iv) BIS が、当事者が特定の取引について書面によるコピーを提出することを要求した場合；又は
- (v) 個々の事例において、その緊急性、米国政府の政策実行の必要性、若しくは提出を行う当事者の管理外の状況が、書面での提出を容認することが正当化されると BIS が裁定した場合。

(2) 書面による申請、届出又は請求を提出することの認可要請の手続き

申請者は、書面による申請書 (様式 BIS-748-P) のブロック 24 或いは例えば添付書類に、それが本節の (d) (1) 項のいずれの基準を満たすかについて、並びに当該申告を裏付ける事実について記述しなければならない。漏れなく記入された申請書、届出又は請求を、商務省産業安全保障局 (14th Street and Pennsylvania, NW., Room 2099B, Washington DC 20230) に提出しなさい。

(3) BIS の裁定

BIS が本節に従って書面での提出を認可するか要求する場合、EAR § 750 に従って申請、届出又は請求を処理する。BIS が書面を用いた提出の要求を拒否する場合、提出を行った当事者に様式 BIS-748P 及びすべての添付書類を何の措置もなく返送し、その裁定の理由を説明する。

§ 748.2 様式の入手；郵送先

(a) EAR で要求されている様式は、米国商務省地方事務所から入手できるし、或いは以下の BIS の事務所に本人が出向くか電話又はファクシミリで入手できる：

(1) 米国商務省アウトリーチ教育サービス部門

14th Street and Pennsylvania Ave., N.W.,

Room H1099D, Washington, D.C. 20230,

Tel: (202) 482-4811

Fax: (202) 482-2927、又は

(2) 産業安全保障局、

西地区地方事務所、

米国商務省

2302 Martin St., Suite 330, Irvine, CA 92612、

Tel: (949) 660-0144、

Fax: (949) 660-9347、又は

(3) 産業安全保障局、

西地区地方事務所、

北カリフォルニア支局、

米国商務省

160 W. Santa Clara Street, Suite 725, San Jose, CA 95113、

Tel: (408) 998-8806、

Fax: (408) 998-8677。

(b) 外国の荷受人及びその他の外国の関係者の便宜のため、特定の BIS の様式は、世界中の米国大使館及び領事館で入手できる。

§ 748.3 番号分類請求及びアドバイザーオピニオン

(a) 序文

あなたは、正確な輸出規制分類番号 (ECCN) (該当する場合、paragraph[項番] (又は、subparagraph[サブ項番]) のレベルまで落とした番号) の提供を BIS に依頼することができる。BIS は、あなたの番号分類請求で特定される各品目が、EAR § 774 付則 1 の商務省規制品リスト (CCL) で ECCN によって記載されるか、ECCN によって記載されず従って“EAR99”品目のいずれかであるとの決定をあなたに交付する。BIS によって交付されるこれらの番号分類の決定は、その中で記載される品目が“EAR の対象” (この用語は EAR § 734.3 で定義される) であるとする米国政府の決定ではない。番号分類及びアドバイザーオピニオンの請求者は、問題となっている品目が EAR の § 734.3(b) にリストされる他の米国の政府機関の 1 つの排他的な輸出規制の管轄対象ではないとの結論を下しておかなければならない。請求された場合、与えられた最終用途、最終需要者及び／又は仕向地について、BIS は、個々の取引に対して輸出許可が必要かどうか、或いは輸出許可が与えられる見込みがあるかどうかを、あなたに助言する。これらの回答は、将来において輸出許可を発行することに対して BIS を拘束しない点に注意しなさい。この種類の請求は、EAR のその他の解釈についてのガイダンスの要求と共に、一般に“Advisory Opinions” [アドバイザーオピニオン] と呼ばれる。EAR の暗号条項は、特定の品目について、許可例外 ENC (EAR § 740.17 参照) のもとに輸出及び再輸出が適格なものとされるため、或いは“EI”規制 (EAR § 740.17(b) (2) 及び § 740.17(b) (3) 参照) から除外されるために、EAR § 740.17(d) に従って、番号分類請求の提出を義務付けている。

(b) 番号分類請求

§ 748.1 の手順に従って番号分類請求を提出しなさい。

(1) 各番号分類請求は、6 つの品目までに限定しなければならない。いくつかの関連品目について、請求書類の中で品目間の関係が十分に実証されておれば、BIS によってケースバイケースで許可例外を与えることができる。番号分類請求には、書面による提出が EAR § 748.1 に基づいて是認される場合を除いて、BIS による番号分類を可能とするのに技術的に十分詳細に品目を説明したカタログ、パン

フレット、正確な技術仕様書又は書類であって、SNAP-R の提出に添付する PDF ファイルとして提出されたものを、添付しなければならない。

- (2) 番号分類請求を提出する場合、申請書のブロック 1~5、14、22(a)、(b)、(c)、(d)、及び(i)、24 並びに 25 に漏れなく記入しなければならない。ブロック 22(a)には、妥当と考える番号分類を提示しなければならない、ブロック 24 には、その適切な ECCN で指定される技術的パラメータに基づくあなたの推奨の根拠を説明しなければならない。あなたの品目について妥当と考える番号分類が判定できない場合、妥当と考える番号分類を得るのに妨げとなっている曖昧さ又は欠如しているものを特定する説明をブロック 24 に記載しなさい。
- (3) BIS は、その番号分類の各々に貨物番号分類自動追跡システム (CCATS) 番号を割り当てる。BIS の番号分類又は CCATS 番号のいずれも、貨物番号分類決定で記述される品目が EAR の対象であると米国政府が決定した証拠として依存することができない或いは証拠として引用することができない(15 CFR 734.3 参照)。

(c) アドバイザリーオピニオン

アドバイザリーオピニオン請求は、書面でなければならない、EAR § 748.1(d)(2) にリストされている宛先に提出しなければならない。書状と封筒の両方に、“Advisory Opinion”とマークしなければならない。

- (1) EAR の解釈に関するガイダンスを要請する場合、書状には以下の情報を記載しなければならない：
 - (i) 連絡者の名前、肩書き、電話及び FAX 番号；
 - (ii) 街路住所、都市、州、国、及び郵便番号からなるあなたの漏れなく記入された住所；並びに
- (2) 輸出許可が必要かどうか、或いは個々の最終用途、最終需要者及び／又は仕向地に関連する輸出許可方針を確定することを BIS に要請しようとする場合、§ 748.3(c)(1) で義務付けている情報に加えて、以下の情報を含めなければならない：
 - (i) 取引の当事者及び計画している最終用途又は最終需要者について入手できるすべての情報；
 - (ii) 該当する場合、各品目の型番；
 - (iii) もしわかっているなら、それぞれの品目の輸出規制分類番号；並びに
 - (iv) BIS が適切な番号分類を検証することを可能とするのに技術的に十分に詳細に品目を説明したカタログ、パンフレット、技術仕様書又は書類。
- (3) 認証最終需要者の認可請願書は、本章の § 748.15 及び付則 8 及び付則 9 で示される条項に従って提出しなければならない。
- (4) アドバイザリーオピニオンは、EAR の条項の BIS の解釈の範囲内に限定される。アドバイザリーオピニオンは、アドバイザリーオピニオンが商務省規制品リストに含まれる条項の解釈に限定されないという点で、番号分類とは異なる。アドバイザリーオピニオンは、アドバイザリーオピニオンで記述される品目が米国政府の他の機関の輸出規制の管轄対象ではないと米国政府が決定した証拠として依存することができない或いは証拠として引用することができない(15 CFR 734.3 参照)。

(d) 暗号品目の番号分類請求

1996 年 11 月 15 日の大統領令 13026 (3 CFR, 1996 年編集, p. 228) に沿って、かつ同日付の大統領の覚書に従って、米国軍需品リストから移管された暗号品目に関連する番号分類請求が、許可例外 ENC の適格性又は“EI”規制からの除外の適格性を確定するために、要求される場合がある。暗号番号分類請求で必要な技術情報の完結したリストについては、EAR § 742 付則 6 を参照しなさい。自己番号分類報告の中で提出されることが義務付けられている情報については、EAR § 740.17(e)(3) 及び § 742 付則 8 を参照しなさい。マスマーケット暗号貨物及びソフトウェアに関する指示事項（自己番号分類及び番号分類請求を含む）については、EAR § 740.17(b) EAR § 742.15(b) を参照しなさい。許可例外 ENC の条項（自己番号分類、番号分類請求及び販売報告を含む）については、EAR § 740.17 を参照しなさい。EAR § 740.17 及び § 742.15(b) に従って BIS に提出されたすべての番号分類請求、届出及び報告は、ENC 暗号請求コーディネータ（メリーランド州フォートミード）により審査される。

- (e) “部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が“特別に設計された”ものではないことを確認するための番号分類請求

(1) 適用範囲

あなたが、EAR § 772.1 の“特別に設計された”の定義の(a) (1) 項又は(a) (2) 項に基づいて“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”を有している場合、あなたが以下の基準を満たしている場合、その品目が“特別に設計された”ものではないことを確認するため、§ 748.1 の手続きに従って、請求を提出することができる：

- (i) “部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が、“特別に設計された”の定義の除外項(b) (3) の基準を満たしていないが、形状又は適合性の軽微な変更が米国政府により有意でないとは判定されたなら、基準を満たす。
- (ii) “部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”の性能が、EAR § 772.1 の“特別に設計された”の定義の除外項(b) (3) の基準を満たす“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”の性能と同じである。

(2) 提供されるべき情報

“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”でないことについての CCATS の確認請求を提出することを望む申請者は、§ 748.1 の手続き及び § 748.3 (b) で番号分類請求を提出することに関する一般条項に従って番号分類請求を提出しなければならない。これに加えて、申請者はこの本(e) (2) 項で特定される補足情報を提出しなければならない。

- (i) 番号分類請求はブロック 24 の中で、又は CCATS の提出物に含まれる別個の PDF の付属文書の中で、“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が本節の(e) (1) (i) 項及び(e) (1) (ii) 項の基準に合致することを示さなければならない；
- (ii) 形状及び適合性におけるすべての変更に関して、詳細な情報が提供されなければならない；並びに
- (iii) 形状及び適合性における当該変更が、列挙された品目の性能における役割の観点から見て、なぜ有意でない又は軽微として取り扱わなければならないかを説明する論理的根拠が提供されなければならない。

(3) 米国政府の審査

§ 748.3 (e) に従って提出された貨物番号分類請求は、商務省、国務省及び国防総省によって審査される。“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が、本項に基づいて“特別に設計された”ものではないことを確認するためには、コンセンサスによる決定が必要である。関係各省庁の審査プロセスは、§ 748.3 (e) に基づく確認の前に、米国の国家安全保障及び外交政策上の国益が確実に評価されるようにする。関係各省庁の審査は、以下のすべてのことを考慮して、個々の“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が、“特別に設計された”ものであるか否かについてケースバイケースで検討する：

- (i) 形状及び適合性における変更の非有意性；
- (ii) 列挙されている又は別途規定されている品目の中で又はその品目と共に使用されている“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”の上記の列挙された品目の性能における全体としての役割；
- (iii) (b) (3) 項の基準を満たしている他の“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”に対して、どの程度共通しているか；
- (iv) 当該確認が、米国政府の多国間輸出規制レジームのコミットメントに整合しているか否か；並びに
- (v) 当該“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が“特別に設計された”ものであるか否かを決定するのに関連する可能性がある他の基準（当該確認が、米国の国家安全保障及び外交政策上の国益に如何に影響を及ぼす可能性があるかの評価を含む）。

(4) CCATS による回答

CCATS 請求への BIS の回答は、関係各省庁のコンセンサスによる決定を反映する、そして、回答は、§ 748.1 及び § 748.3 (b) の手続きに従って行われる。これに加えて、BIS の回答は、以下のうちの 1 つを示す：

- (i) この“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”は、形状又は適合性の変更が米国政府により軽微である若しくは有意でないとは判定されたので、(b) (3) 項の適用範囲内にあることに基づき、“特別に設計された”ものではない。この場合、新しい番号分類（それは、EAR99 になるか、“特別に設計された”を用いていない他の ECCN のエントリーになる可能性がある）

が、BIS の回答の一部として提供される。

- (ii) § 748.3(e) に基づく請求は拒絶された、そして、“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”は、引き続き“特別に設計された”“キャッチオール” (EAR § 772.1 の“特別に設計された”の定義を参照のこと) に基づいて番号分類される。

この回答には、“特別に設計された”“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が、CCL のどこに番号分類されるかに関する決定も含まれる。

不十分な情報が提供された又は情報がただちに提供されなかったので、何の措置もなく返却される。これらの請求は綿密に審査され、申請者に追加の再調査の質問を要求する可能性がある、そして、当該請求にただちに回答することが、当該請求が米国政府により検討されることを確実なものとするためのプロセスの重要な部分となる。

(e) 項の注：品目が“特別に設計された”ものでないことの確認に対するこれらの請求が国務省及び国防総省によっても審査されるとはいえ、§ 748.3(b)(3) と同様に、BIS の番号分類又は CCATS 番号のいずれも、貨物番号分類の決定又は § 748.3(e) に基づいて行われた“特別に設計された”からの解除で記述された“部品”、“部分品”、“附属品”、“アタッチメント”、又は“ソフトウェア”が、EAR の対象 (EAR § 734.3 参照) であることの証拠として依存することができない或いは証拠として引用することができないことを、一般の方に念のために申し上げる。

§ 748.4 輸出許可申請に関する基本的ガイダンス

(a) 輸出許可申請者

(1) 輸出取引

米国に所在する者だけが、米国から品目を輸出する輸出許可を申請することができる。暗号輸出許可協定 (ELA) を除いて、申請者は、輸出者であって、米国外から品目を発送することを決定し統制する権限を有する米国の主たる受益者でなければならない (EAR § 750.7(d) を参照しなさい)。EAR § 772 の“輸出者”の定義を参照しなさい。

(2) ルーティッド輸出取引 (Routed export transactions) [外国の主たる受益者が、米国からの品目の輸出を容易にするため、米国の運送又はその他の代理店に委任して行う輸出取引]

米国の主たる受益者、又は外国の主たる受益者より正当に委任された米国の代理人は、米国から品目を輸出するために輸出許可を申請することができる。申請書を提出する前に、外国の主たる受益者のために輸出許可を申請する代理人は、外国の主たる受益者から委任状又はその他の書面による権限付与を入手しなければならない。EAR § 758.3(b) 及び (d) を参照しなさい。

(3) 再輸出取引

米国若しくは外国の主たる受益者又は外国の主たる受益者より正当に委任された米国の代理人は、1 国から他の国へ規制されている品目を再輸出するために、輸出許可を申請することができる。申請書を提出する前に、外国の主たる受益者のために輸出許可を申請する代理人は、所有権、支配、責任のある地位又は提携による既存の関係がある場合を除いて、外国の主たる受益者から委任状又はその他の書面による権限付与を入手しなければならない。本節の (b) (2) 項に掲げる委任状要求事項を参照しなさい。

(b) 輸出許可申請に関係している当事者の開示及び委任状

(1) 当事者の開示

輸出許可申請者は、取引のすべての当事者の名前及び住所を開示しなければならない。

申請者が外国の主たる受益者の米国における代理人である場合、申請者は、代理人関係の事実及び代理人の主たる受益者の名前と住所を開示しなければならない。どの者が取引当事者として指名されるべきかが不確かな場合、申請者は、申請書の Block 24 (Additional Information [追加情報]) に、これらのすべての者とそれぞれにより実行される職務を開示しなければならない。外国の主たる受益者が最終荷受人又は最終需要者である場合は、Block 24 に名前及び住所を重ねて記入する必要はないことに注意しなさい。§ 748.5 に掲げる“取引当事者”を参照しなさい。

(2) 委任状又はその他の書面による権限付与

(i) 要求事項

代理人は、所有権、支配、責任のある地位又は提携による既存の関係がある場合を除いて、以下

のいずれかとして活動する場合、輸出許可申請書を作成し或いは提出する前に、主たる受益者から委任状又はその他の書面による権限付与を入手しなければならない：

(A) ルーティッド取引において外国の主たる受益者のための代理人、申請者、輸出許可証取得者及び輸出者；又は

(B) 輸出取引において実際の申請者、輸出許可証取得者及び輸出者である米国の主たる受益者のために輸出申請書を作成する代理人。

(ii) 申請書

申請書の Block 7 (documents on file with applicant [申請者がファイル保管する書類]) の "other" にマークし、Block 24 (Additional information [追加情報]) には、委任状又はその他の書面による権限付与が代理人のファイルに保管されていることを示すために、"748.4(b)(2)" と記入しなければならない。委任状の要求事項については § 758.3(d) を、記録保管要求事項については EAR § 762 を参照しなさい。

(c) 輸出許可申請の禁止

輸出管理法(改正版) § 11(h) で指定されるいずれかの規定に違反し有罪判決を受けたいかなる者も、商務長官の裁量で、有罪判決の日から 10 年までは輸出許可を申請することができない。EAR § 766.25 を参照しなさい。

(d) 出荷前の措置

本節で定める事実の開示なしに輸出許可証を取得した場合、輸出許可証の交付のために重大なすべての事実の開示なしで取得されたものとみなされ、このように得られた輸出許可は無効であるとみなされる。違反が発生した場合の結果として生ずる可能性があるその他の制裁については EAR § 764 を参照しなさい。

(1) 留置又は押収の対象となっている品目に対する輸出許可

輸出執行部又は米国税関により留置又は押収されたことをあなたが知っている品目について輸出許可申請を提出する場合、輸出許可申請を提出する時に、BIS にこの事実を開示しなければならない。

(2) 以前に輸出された品目に対する輸出許可

すでに輸出運送業者に積載された積荷又は輸出若しくは再輸出された積荷を対象とする輸出許可申請を BIS に提出することはできない。このような輸出又は再輸出が、その積荷を認可する輸出許可を最初に取得することなく行なわれなければならない場合、釈明の書状を次の宛先に送付しなければならない：

米国商務省輸出執行部

14th and Pennsylvania Avenue, N.W., H4520, Washington, D.C.

この書状には、輸出許可をなぜ取得しなかったかについて説明しなければならず、通常ならば輸出許可申請書で開示されたであろう積荷に関するすべての事実を開示しなければならない。あなたには、輸出執行部より何らかの措置が通知され、何らかの指示が与えられる。

(e) 複数出荷

あなたの輸出許可申請は、単一の出荷に限定する必要はなく、輸出許可証の有効期間を通して出荷される品目の妥当な概算を提示することができる。あなたが使用しようとしている輸出許可証が、新しい申請書を提出する前に、期限切れになるまで待つてはならない。とぎれない出荷を確実にするため、現在の輸出許可証の満了日の前に、新しい申請書を提出することができる。

(f) 2 回目の申請

最初の申請書が BIS により懸案措置となっている間は、同一案件の取引を対象とする 2 回目の輸出許可申請を提出することはできない。

(g) 再提出

輸出許可申請書が BIS より何の措置もなくあなたに返却される場合、又はあなたの申請書が以前に BIS によって拒絶された取引を提示するものであって、かつ、その輸出許可申請を再提出しようとする場合、

新しい輸出許可申請書は、§ 748 付則 1 に記載されている指示に従って漏れなく記入しなければならない。新しい輸出許可申請書のブロック 24 に、最初の申請書の申請書管理番号を引用しなさい。

(h) 緊急時の処理

申請者は、電話 (202) 482-4811 又はファクシミリ (202) 482-2927 により輸出者サービス局アウトリーチ教育サービス部門に連絡することにより輸出許可申請書の緊急処理を請求することができる。緊急処理の請求を行おうとする場合、申請書管理番号を照会しなさい。BIS は、BIS 単独の判断において、状況が緊急処置の正当性を示す場合、輸出許可申請書について、その査定を早め、また他の政府機関の査定を早めることを試みる。緊急時輸出許可の有効期間に対する制限事項については、EAR § 750.7(g) を参照しなさい。

§ 748.5 取引当事者

次に掲げる当事者については、申請書に記入することができる。この定義 (EAR § 772 でも記載される) は、あなたの申請書に正しく記入することを助ける便宜のために、ここで詳しく示される。

(a) 申請者

輸出許可又は再輸出許可を申請する者であって、品目の輸出又は再輸出を決定し統制する主たる受益者の権限を有する者。§ 748.4(a) 及び EAR § 772 の“輸出者”の定義を参照しなさい。

(b) 輸出許可を受ける権限を与えられた他の当事者

申請者より輸出許可を受ける権限を与えられた者。申請書の Block 15 に、氏名及び住所がリストされている場合、産業安全保障局は、申請者の代わりにその者に輸出許可証を送付する。輸出許可を受けるのに他の当事者を指名する場合であっても、申請者、輸出許可の取得者又は輸出者の責務を変えることはない。

(c) 購入者

最終荷受人に供給するために品目の購入取引契約を締結した米国外に在住する者。ほとんどの場合、購入者は銀行、運送代理店又は仲介業者ではない。購入者及び最終荷受人は、同じ者である場合がある。

(d) 中間荷受人

主たる受益者の代理人として行動する者であって、最終荷受人に品目の配送を行なう目的で、品目を所有する者。中間荷受人は、主たる受益者の代理人として行動する銀行、運送代理店又はその他の者である場合がある。

(e) 最終荷受人

輸出又は再輸出された品目を受取る米国外に在住する主たる受益者。最終荷受人は、運送代理店又は他の仲介業者ではなく、最終需要者である場合がある。

(f) 最終需要者

輸出又は再輸出された品目を受取り、最終的に使用する米国外に在住する者。最終需要者は、運送代理店又は仲介業者ではなく、購入者又は最終荷受人である場合がある。

§ 748.6 輸出許可申請書についての一般的指示

(a) 指示事項

- (1) 輸出許可申請の記入についての一般的な指示事項は、本章の付則 1 中にある。
- (2) 輸出許可申請書は、申請書の中の品目の種類又は取引の特性によって追加情報を必要とする場合がある。上記の追加情報を必要とする申請書に対する特別な指示事項が、§ 748.8 にリストされており、また、本章の付則 2 で規定されている。
- (3) 輸出許可申請書は、取引当事者の評価に対する追加情報についても必要とする場合がある。上記の追加情報を必要とする申請書に対する特別な指示事項が、§ 748.9 及び § 748.13 にリストされている。

(b) 申請書管理番号

各申請書様式は、申請書管理番号を持つ。この申請書管理番号は、一つの文字とそれに続く 6 桁の数字で構成され、申請書进行处理する際に BIS により用いられ、未決の申請書について BIS に問合せの際に申請者により用いられる。この番号は、米国政府内で追跡調査の目的のために使われる。この申請書管理番号は、輸出許可番号ではない。

(c) 全体としての承認又は拒絶

輸出許可申請書は、全部又は一部について承認されたり、全部又は一部について拒絶されたり、或いは何の措置もなく返却される場合がある。しかし、あなたの輸出許可申請書が全体として考慮され、かつ、全体として承認又は拒絶されることを特に要請することができる。

(d) 輸出許可申請書での品目の取りまとめ

一つの申請書で、品目を取りまとめることができる；しかし、それらの品目が大幅に異なる場合（例えば、コンピュータと散弾銃）には、1つの輸出許可申請書の審査のために照会される可能性がある BIS の部署の数が、かなり増加する可能性がある。従って、それぞれの輸出許可申請書においては、品目を同様なもの及び／又は関連があるものに限定することが推奨される。

(e) 申請書の添付書類

SNAP-R により提出される申請書とともに提出が必要な書類は、SNAP-R で定められる手順を用いて PDF ファイルとして提出しなければならない。書面による申請書とともに提出が必要な書類には、それが関連する申請書管理番号を付記しなければならない。もし適切な場合には、ステーブルで留めなければならない。必要な場合、BIS は、EAR で規定する以外に、あなたの輸出許可申請書に含まれる情報を確認又は詳しく説明する追加情報の提出を要求する場合がある。

(f) 事実の変更

輸出許可申請書のすべての項目に対する回答は、現在の事実又は状況を継続して表しているとみなされる。注文の条件や取引に関する事実における重大な変更或いは主要な変更は、輸出許可が与えられたか或いは輸出許可申請書が検討中であるかに関係なく、BIS に速やかに報告しなければならない。輸出許可が与えられており、そのような変更が EAR § 750.7(c) で例外として認められていない場合、たとえその輸出許可に反する出荷が部分的に或いは全部が完了した場合であっても、輸出許可証の有効期間内に、直ちに BIS に報告しなければならない。

(g) 輸出許可有効期間延長の要求

あなたの取引が、生産のリードタイムが通常の有効期間内[2 年間]では輸出又は再輸出ができない複数年のプロジェクトに関するものである場合、或いは同様の状況にある場合、通常、有効期間の延長は認められる。補修部品や交換部品の供給の継続的な必要性は、通常は、有効期間の延長を正当化するものではない。有効期間の延長を要求するためには、申請書のブロック 24 に、あなたの要求理由を記入しなさい。

§ 748.7 輸出許可申請書及び関連書類の電子提出のための登録

(a) 適用範囲

本節は、電子書類の BIS への提出のための登録手続きを定める。本節における手続きは、輸出及び再輸出許可申請書、番号分類請求、及び許可例外 AGR の届出に適用される。

(b) BIS の簡略ネットワーク申請手順再設計版 (SNAP-R) の登録及び使用。

電子提出を望んでいる当事者は、登録のために <https://snapr.bis.doc.gov/registration> にログオンしなければならない。最初の登録と同時に、当事者（提出を行う者）は、電子的に書類を提出しようとしている者の名前及びその住所並びにアカウント管理者として行動する者の名前、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを提供しなければならない。当該者は、このように提供される情報が正確で漏れないこと、当該者が電子提出を行おうとする者を登録する権限を有していること並びに当該者がそ

の提出者のアカウント管理者として行動する権限を有していることを保証することが必要となります。

(c) アカウント管理者の役割

アカウント管理者は、彼がアカウント管理者である提出者のアカウントに個々のユーザーを追加したり、アカウントから個々のユーザーを削除することができる。アカウント管理者は、個々のユーザーをアカウント管理者にすることもでき、さらに、個々のユーザーの管理者の地位を解除することもできる。アカウント管理者は、個々のユーザーのアカウントを失効させることができ、以前失効された個々のユーザーのアカウントを復活させることができる。アカウント管理者は、氏名と住所のような提出者を特定する情報、並びに名前、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスのような個々のユーザーを特定する情報を更新することができる。アカウント管理者は、個々のユーザーのパスワードをリセットすることができる。

(d) 個々のユーザーの役割

個々のユーザーは、輸出及び再輸出許可申請書、番号分類請求、及び許可例外 AGR の届出を BIS に提出することができる。

(e) BIS への提出の効力

BIS は、提出を行っている個々のユーザーが、それを行う権限を欠いていると確信する根拠を有している場合、電子提出を受理することを拒絶できる。しかし、BIS は、個々のユーザーが必要とする権限を有しているか否かのチェックを行う義務はなく、通常、ユーザーを彼らの権限の範囲内で行動するものとして扱う。当事者は、彼らのアカウント管理者を通して行動することによって、個々のユーザーが、もはやその当事者に代わって BIS に提出を行う権限がなくなった場合、その個々のユーザーを削除する資格を有しており、速やかにそうしなければならない。

(f) 特定する情報が正確で且つ最新の状態に保つ要求事項

(1) 提出者

提出者は、彼らの SNAP-R のアカウントにおける名前、住所及び電話番号のような彼らの身元確認情報について、情報を正確で且つ最新の状態に保つため、彼らのアカウント管理者を通して、必要に応じて更新しなければならない。

(2) 個々のユーザー

個々のユーザーは、彼らの SNAP-R のアカウントにおける名前、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスのような彼らの身元確認情報について、情報を正確で且つ最新の状態に保つため、彼らのアカウント管理者を通して、必要に応じて更新しなければならない。

§ 748.8 固有の申請及び提出要求事項

§ 748 付則 1 に記載されている指示事項に加えて、あなたの輸出許可申請において、本節で定める特定の品目又は特定の種類の取引に関する追加の要求事項が対処されることについても確実にしなければならない。あなたの申請書が以下を含む場合、本章の § 748 付則 2 を参照しなさい：

- (a) 化学製剤、医薬品及び調合薬品
- (b) 通信傍受機器
- (c) デジタルコンピュータ、通信装置及び附属装置
- (d) [Reserved]
- (e) 米国内を通過して輸送中の積荷
- (f) 米国外を輸送中の積荷
- (g) 核不拡散品目及び最終用途
- (h) 数値制御装置、モーションコントロールボード、数値制御工作機械、寸法検査機械、直接数値制御システム、特別に設計された組立品及び特別に設計されたソフトウェア
- (i) 外国製品に外国で組み込まれた部品、部分品及び原材料
- (j) 船舶貯蔵品、航空機貯蔵品、補給品及び装備品
- (k) 地域安定規制品目

- (l) 再輸出
- (m) ロボット
- (n) 供給不足物資規制品目
- (o) 技術
- (p) 一時的な輸出又は再輸出
- (q) ECCN 1C350 で CW 理由により規制される化学製剤の EAR § 745 付則 2 に掲載されていない国への輸出
- (r) 暗号番号分類請求
- (s) [Reserved]
- (t) [Reserved]
- (u) 一時寄航中の航空機及び船舶
- (v) 国内における移転
- (w) “600 シリーズ”の最終品目に対する許可例外 STA の適格性請求
- (x) 9x515 及び”600 シリーズ”の品目を含む取引であって、以前に ITAR の輸出許可又はその他の認可のもとに承認された取引と同等であるものに対する輸出許可申請
- (y) 人工衛星の輸出

§ 748.9 輸出許可申請書における外国の当事者の評価についての添付書類

(a) 適用範囲

輸出許可申請書は、外国の当事者に関する添付書類及び輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が意図された品目の処分に関する添付書類の取得を必要とする場合がある。いくつかの添付書類は外国政府により発行されるが、その他の添付書類は購入者及び／又は最終荷受人により署名及び発行される。外国政府により発行される添付書類について、その添付書類を発行する政府によって行使される外国の法的な制限事項又は義務が、その取引に対して BIS により設定される条件及び制限事項に追加されるものである。しかし、米国の法規は、いかなる場合も、外国政府による添付書類の発行によって修正、変更、又は置き換えられることはない。

(b) 輸出許可申請書に対する添付書類取得の要求事項及び／又は輸出許可要求事項への順守を促すための添付書類

本節の (c) 項の除外が適用されない限り、以下の特定の輸出許可申請に添付書類が必要である：

- (1) 中国 (PRC) (香港特別行政区を除く) (§ 748.10 及び § 748.11 (a) (2) 参照)；
- (2) “600 シリーズの主要防衛装備品” (§ 748.11 参照)；
- (3) 米州機構加盟国への小火器及び関連貨物 (§ 748.12 参照)；並びに
- (4) 中国の香港特別行政区 (§ 748.13 参照)。

~~本節の (c) 項の除外が適用されない限り、中国 (PRC) (§ 748.10 及び § 748.11 (a) (2) 参照)、“600 シリーズの主要防衛装備品” (§ 748.11 参照)、及び米州機構加盟国への小火器及び関連貨物 (§ 748.12 参照) に対する特定の輸出許可申請書について添付書類が義務付けられている。~~

(b) 項の注 1: BIS は、個々の場合に応じて、輸出許可申請者に輸出許可申請書に対する添付書類の取得を要求する場合がある。

(b) 項の注 2 化学兵器禁止条約に基づく最終用途証明書の要求事項については、EAR § 745.2 を参照のこと。

(c) 添付書類取得の要求事項の除外

(1) 添付書類要求事項が本節の (b) 項により課せられる場合であっても、次のいずれかに該当する状況に対しては添付書類は不要である：

- (i) 最終荷受人若しくは購入者が、“米国政府機関” (定義については § 740.11 (b) (1) を参照のこと) である場合。しかし、最終荷受人又は購入者のいずれかが米国政府機関でない場合、依然として非米国政府の当事者から添付書類が要求される場合がある；
- (ii) 最終荷受人若しくは購入者が、外国政府若しくは外国政府機関である場合 (中国政府を除く)。取引当事者が“外国政府機関”の定義に合致するか否かを判断するために、EAR § 772 にある定義を参照のこと。しかし、最終荷受人若しくは購入者のいずれかが外国政府若しくは外国政府機関で

ない場合、依然として非政府の当事者から添付書類が要求される場合がある；

- (iii) 輸出許可申請書が、外国の加盟機関への輸出のために、米国国際開発庁ボランティア海外支援諮問委員会に登録された救済機関により若しくはそれらに代わって提出される場合；
- (iv) 輸出許可申請書が、一時的な展示、デモンストレーション、若しくは試験の目的のための貨物に対して提出される場合；
- (v) 輸出許可申請書が、不足物資理由で規制される貨物（EAR § 754 参照）に対して提出される場合；
- (vi) [Reserved]
- (vii) 輸出許可申請書が、ソフトウェア若しくは技術に対して提出される場合；又は
- (viii) 輸出許可申請書が、ECCN 5A002、5A004 若しくは 5B002 で規制される暗号貨物に対して提出される場合。

- (2) 添付書類取得の要求事項が申請者の制御範囲を超える状況により満たすことができない場合、BIS は、その添付書類取得の要求事項の除外を与えることを考慮する。米国の輸出規制法及び規則の目的に反して除外を与えることはない。除外請求の手続きに関する具体的な指示事項については本章の § 748. 13 を参照のこと。

(d) 添付書類の内容

§ 748. 10、§ 748. 11、及び § 748. 12 の各添付書類について規定される特定の要求事項に加えて、添付書類の使用及び提出は、次の要求事項に従わなければならない。

(1) 英訳

添付書類に記載されたすべての略語、コード化された用語、又はその他の語句であって、取引において又は取引当事者にとって特別な重要性を持つものは、その書類の付属書で説明されなければならない。英語以外の言語の書類には、正確な英訳（翻訳サービスにより行われたもの又は申請者により正確であることを保証されたもの）を与える付属書を付けなければならない。説明又は翻訳は、別の紙面で提供されなければならない、添付書類自体に記入されてはならない。

(2) 全面的な開示の責務

- (i) 取引に適用される輸出許可申請書は、その取引に関連するすべての事実を開示すること。輸出許可申請書の提出後に得られた添付書類に含まれる情報であって、申請書の一部として BIS に提出されなかったものは、輸出許可申請書又は BIS により発行された輸出許可証で提供された特定の情報を拡大したり、拡張したり、その他の形態で変更するものとして解釈することができない。申請の結果として発行された輸出許可証に含まれる認可は、仕向国からの再輸出、移転（国内における移転）、又は輸出許可申請書で報告されていない取引に関連する何らかのその他の事実に関して、その添付書類に含まれる情報によって拡張されることはない。
- (ii) 事実開示をしなかったこと、重要な事実の隠ぺい、又は間違った情報の提出による虚偽の記述は、責任者が、BIS による行政措置又は刑事措置を受ける可能性がある。
- (iii) 必要な添付書類を取得する際に、申請者は、たとえ適用される添付書類で行われた説明と矛盾する場合であっても、申請者が知っている最終仕向地、最終用途、又は最終需要者に関する何らかのその他の情報を全面的に開示する責務を免れることはない。申請者は、申請者の知るところとなった添付書類に含まれる事実の変更について、速やかに BIS に届ける責務がある。

(e) 輸出許可申請書に伴って添付書類を使用するための手続きー

(1) 添付書類を取得するタイミング

添付書類が § 748. 10、§ 748. 11、及び § 748. 12 において輸出許可申請のために義務付けられている場合、輸出許可申請者は、添付書類のコピーが受領される前に申請書を提出することができる（ただし、BIS が申請者に添付書類が申請書とともに提出されなければならないと通知した場合を除く）。しかし、輸出許可証が与えられる場合、その輸出許可証で認可された品目は、輸出許可証の保有者が添付書類のコピーを取得するまでは、輸出、再輸出、又は移転（国内における移転）が行われてはならない。§ 748. 13 に基づいて必要とされる香港特別行政区に発効される文書は、輸出許可申請書の評価には使用されない。これらの文書は、出荷前に取得しなければならず、輸出許可申請書を提出する前には取得する必要はない。

(2) 輸出許可申請に必要な情報

添付書類が輸出許可申請のために必要とされる場合、申請者は、添付書類のコピーが提出の時点で申請者のところにあるファイルにあるか否かにかかわらず、ブロック 7 の該当するボックスにマークしなければならない。

(f) 記録保管条項

輸出許可申請者は、BIS に提出された輸出許可申請書の裏付けとして発行された添付書類の原本又はコピーをファイルで保持しなければならない。EAR § 762 のすべての記録保管条項が、本要求事項に適用される。

(g) 輸出許可申請書の審査への影響

BIS は、添付書類が発行された品目を対象としてどの程度まで輸出許可が発行されるかを裁定する権利をあらゆる点で保有している。添付書類が外国政府により発行された場合であっても、BIS は、輸出許可申請書に対して講じられる措置について、外国政府からの推奨を求めたり、外国政府からの推奨に配慮することを請け合うことはしない。意思決定プロセスにおいて最終用途及びその他の考慮すべき事柄が重要なファクターであるので、添付書類は、BIS がその輸出許可行為の根拠とするファクターの一つに過ぎない。

(h) 規制変更後の要求事項順守に対する猶予期間

- (1) PRC (中国) の最終需要者申告書、最終荷受人若しくは購入者による申告書、又は小火器条約輸入証明書が規制における変更によって課せられるか延長される場合はいつでも、輸出許可申請書は、官報で公布される規制変更の施行日から 45 日後までの期間については、新しい添付書類の要求事項に従う必要はない。
- (2) 45 日の猶予期間の間に提出された輸出許可申請書は、申請者が入手できるエビデンスであって、最終荷受人、最終仕向地、及び最終用途に関する主張を裏付けるもの（例えば、注文書、信用状、申請者と最終荷受人との間の通信文、又は最終荷受人から受け取ったその他の書類のコピー）の提出を必要とする場合がある。そのようなエビデンスが必要とされる場合、申請者は、45 日の猶予期間の行使を正当化する規制変更（その施行日を含む）についても特定しなければならない。

§ 748.10 中国 (PRC) 最終需要者申告書

(a) 書類取得の要求事項

§ 748.9(c) 又は § 748.11(a)(2) の条項が適用されない限り、中国を仕向地とする次のいずれかに該当する貨物を含む輸出許可申請書に対して PRC 最終需要者申告書が義務付けられている：

- (1) ECCN 6A003 に分類されるカメラであって、いずれかの理由により中国に対して輸出許可を必要とするもののうち、当該カメラの価額が 5,000 ドルを超えるもの；
- (2) コンピュータであって、いずれかの理由により中国に対して輸出許可を必要とするもの（コンピュータの価額の如何を問わない）；又は
- (3) 商務省規制品リストでいずれかの理由により中国に対して輸出許可を必要とする一以上の貨物であって、輸出許可を必要とする一以上の当該貨物の合計価額が 50,000 ドルを超えるもの。

(a) 項の注 1: 注文が上記でリストされる貨物及び価額の要求事項に合致する場合、PRC 最終需要者申告書が必要である。注文は、単に PRC 最終需要者申告書の取得の要求事項を避けるために、複数の輸出許可申請書に分割してはならない。

(a) 項の注 2:

注文が中国に対して輸出許可が必要な品目と中国に対して輸出許可が不要な品目の双方を含む場合、後者の品目の価額は、上記で規定される価額の閾値の計算に入れてはならない。また、輸出許可申請書が 6A003 のカメラと中国に対して輸出許可を必要とするその他の品目を含む場合、6A003 のカメラの価額が、(a)(3) 項で規定される価額の閾値の計算に入れなければならない。

(a) 項の注 3:

PRC 最終需要者申告書に代わって最終荷受人及び購入者による申告書の許容される使用について、§ 748.11(a)(2) を参照のこと。

(a) 項の注 4:

BIS は、それ以外の場合では本節の (a) 項の要求事項に基づく PRC 最終需要者申告書が不要な輸出許可申請に対して、PRC 最終需要者申告書の取得を、個々の場合に応じて、輸出許可申請者に要求する場合がある。

(b) 書類の取得

(1) 本節の (a) 項のいずれかの理由で PRC 最終需要者申告書が義務付けられている場合、申請者は、輸出許可申請書に記載された品目であって、CCL にリストされるいずれかの理由により中国に対して輸出許可を必要とするすべての品目について PRC 最終需要者申告書を取得することを輸入者に請求しなければならない。

(2) PRC 最終需要者申告書は、以下の当局により発行され、管理されている：

the Ministry of Commerce; Department of Mechanic, Electronic and High Technology Industries ;
Export Control Division I (商務部機電和科技産業司輸出管理一課)；

Chang An Jie No. 2; Beijing 100731 China;

Phone: (86) (10) 6519 7366 又は 6519 7390 ;

Fax: (86) (10) 6519 7543 ;

<http://zzyhzm.mofcom.gov.cn/>。

現在の連絡先情報については、BIS のウェブサイト (www.bis.doc.gov) を参照のこと。

(c) 書類の内容

(1) 輸出許可申請者の名前は、申請者、供給者、又は発注当事者として、BIS に提出される PRC 最終需要者申告書に記載されなければならない。

(2) 輸出許可申請者は、中国商務部 (MOFCOM) 機電和科技産業司輸出管理一課の担当官により署名された PRC 最終需要者申告書 (MOFCOM の印章が貼られたもの) に、以下の情報が記載されていることを確認しなければならない：

(i) 契約書のタイトルと契約書番号 (任意)；

(ii) 輸入者及び輸出者の名前；

(iii) 最終需要者及び最終用途；

(iv) 貨物の説明、数量及びドル価額；並びに

(v) 輸入者の署名及び日付。

(c) 項の注：PRC 最終需要者申告書を申請する際に使用されるために、CCL に記載されている貨物の説明を荷受人に提供しなければならない。貨物が新しいものである場合、さらにメーカーのカタログ、パンフレット、又は技術仕様書を提出することが推奨される。

(d) 輸出許可申請書に伴って書類を使用するための手続き

(1) 複数の申請書に対する PRC 最終需要者申告書の使用

PRC 最終需要者申告書は、複数の購入注文及び複数の品目を対象とすることができる。

申告書が複数の輸出許可申請書が提出される品目を含む場合、申請者は、輸出許可申請書に記載された合計数量が PRC 最終需要者申告書で示された合計数量を超えないことを確実なものとしなければならない。

(2) 変更

PRC 最終需要者申告書が中国政府により発行された後は、いかなる者によっても、申告書に訂正、追記、又は改訂を行ってはならない。何らかの必要な訂正、追記、又は変更は、申請者のところにあるファイルの中の別個の記述書で申請者により注記されなければならない。

(3) 有効期間

PRC 最終需要者申告書は、その申告書で特定される品目の数量が出荷されるまで有効である。

§ 748.11 最終荷受人及び購入者による申告書

(a) 書類取得の要求事項

(1) 中国 (PRC) を除くすべての国々に対する一般的要求事項

§ 748.9(c) 又は本節の (a) (3) 項が適用されない限り、輸出許可申請書が商務省規制品リストでいずれかの理由で輸出許可を必要とする“600 シリーズの主要防衛装備品” (600 シリーズ MDE) を含む場合であって、当該品目が中国以外の国を仕向地とする場合、最終荷受人及び購入者による申告書が義務付けられている。

(2) PRC 最終需要者申告書に代わって最終荷受人及び購入者による申告書の許容される代用

中国に関係している輸出許可申請書に対する添付書類取得の要求事項は、通常、EAR § 748.10(a) で決定される。しかし、輸出される貨物 (すなわち、交換用の部品及び部分品) が 75,000 ドル以下の価額であって、以前輸出された貨物を修理するためのものである場合、PRC 最終需要者申告書に代わって、最終荷受人及び購入者による申告書が代用されることができる。

(3) 一般的要求事項の除外

申請者が、最終荷受人と同じ者である場合、本節の (a) (1) 項で規定される一般的要求事項は適用されない (ただし、輸出許可申請書の Block 24 に必要な申告書が記載されている場合に限る)。しかし、この除外は、申請者及び荷受人が、例えば、親会社と子会社、又は系列会社若しくは関連会社等の異なる事業者である場合、適用されない。

(a) 項の注 1: 注文は、単に最終荷受人及び購入者による申告書の取得の要求事項を避けるために、複数の輸出許可申請書に分割してはならない。

(a) 項の注 2: BIS は、それ以外の場合では本節の (a) 項の要求事項に基づく最終荷受人及び購入者による申告書が不要な輸出許可申請に対して、最終荷受人及び購入者による申告書の取得を、個々の場合に応じて、輸出許可申請者に要求する場合がある。

(b) 書類の取得

(1) 最終荷受人及び購入者は、本節の (c) 項で規定されるところにより、企業のレターヘッドに記載した申告書、又は様式 BIS-711 (最終荷受人及び購入者による申告書) のいずれかを作成しなければならない。別途指定されない限り、本節における“最終荷受人及び購入者による申告書”への言及は、企業のレターヘッドに記載した申告書、又は様式 BIS-711 の双方に適用される。

(2) 最終荷受人と購入者がレターヘッドで申告書を作成することを選択し、最終荷受人及び購入者の双方が同じ者である場合、申告書は一つだけ必要である。

(3) 最終荷受人と購入者が別々の者である場合、別々の申告書を作成し、署名しなければならない。

(4) 荷受人と購入者が様式 BIS-711 を作成することを選択した場合、ただ 1 つの様式 BIS-711 (最終荷受人と購入者の署名を含んだもの) を作成する必要がある。

(5) 最終荷受人と購入者が書面による申告書に署名するか、様式 BIS-711 を作成するかどうかに関係なく、次の制約が適用される:

(i) 最終荷受人及び購入者を代表する責任のある役員が、申告書に署名しなければならない。“責任のある役員”とは、申告書に含まれる情報を身をもって理解しており、代表して署名を行うところの最終荷受人又は購入者を束ねる権限を持つ者であって、かつ、輸出許可された品目の使用と処分を統括する権力と権限を有する者として定義される。

(ii) 申告書に署名する権限は、署名者が代表して署名する最終荷受人又は購入者に対する署名者の職務上の立場において、署名する権限が本来の職務ではない者 (代理人、従業員又はその他の者) に、委譲することができない。署名する役員は、米国又は外国に在住していてもよい。申告書に署名する人の職務上の肩書きも、記入しなければならない。

(iii) 荷受人及び/又は購入者は、彼らの知る限りにおいて真実で正確な情報を提出しなければならない。申告書が申請者に送付された後、それらの申告書に含まれる事実又は意図に変更が生じた場合、直ちに新たな申告書を申請者に送付しなければならない。一旦申告書が署名されたなら、訂正、追加又は変更してはならない。署名された申告書が何らかの点で不備があるか不正確な場合、新たな申告書を作成、署名し、申請者に送付しなければならない。

(c) 書類の内容

企業のレターヘッドに記載した申告書、又は様式 BIS-711 を作成するのに必要な情報について、本章の付則 3 を参照のこと。

(d) 輸出許可申請書に伴って書類を使用するための手続き—

(1) 有効期間

(i) 最終荷受人及び購入者による申告書が輸出許可申請書の提出の前に取得され、かつ、その申告書が一以上の輸出許可申請書を裏付けるために必要である場合、申請者は、その申告書が署名された日から 1 年以内に最初の輸出許可申請書を提出しなければならない。

(ii) 同じ最終荷受人及び購入者による申告書で裏付けられるそれ以降のすべての輸出許可申請書は、荷受人又は購入者による署名の 4 年以内に提出されなければならない。

(2) [Reserved]

§ 748.12 小火器条約 (FC) 輸入証明書

(a) 書類取得の要求事項

§ 748.9(c) の除外が適用されない限り、小火器及び関連貨物（価額の如何を問わない）であって、米州機構 (OAS) 加盟国を仕向地とするものの輸出許可申請に対して FC 輸入証明書が義務付けられている。この要求事項は、EAR § 742.17 で規定される OAS 規範にのったものである。

(1) 要求事項対象品目

小火器及び関連貨物は、ECCN 0A984、0A986、又は 0A987 で“FC Column 1”理由で規制されるそれらの貨物である。

(2) 要求事項対象国

(i) OAS 加盟国には以下の国々を含む：

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ及びベネズエラ。

(ii) [Reserved]

(3) FC 輸入証明書の代わりとなる同等の公式書類。

FC 輸入証明書手続きをまだ制定又は施行していない OAS 加盟国について、BIS は、小火器の輸出のための添付書類として、輸入国政府により発行される同等の公式書類（例えば、輸入許可証又は認可状）を受理することになる。

(b) 書類の取得

(1) 申請者は、輸入者（例えば、最終荷受人又は購入者）が輸入国政府から FC 輸入証明書又は同等の公式書類を入手し、その書類が、申請者が輸出を意図している小火器及び関連品目の数量と種類を対象として発行されることを、要求しなければならない。（FC 輸入証明書システムを施行している OAS 加盟国当局のリストについては、本章の付則 6 を参照しなさい。）FC 輸入証明書、その同等の公式書類、又はコピーを受け取り次第、輸入者は、FC 輸入証明書の原本若しくは謄本、又は同等の公式書類の原本若しくは謄本を輸出許可申請者に提供しなければならない。

(2) 輸入国政府が FC 輸入証明書又はその同等の公式書類を発行しない場合、申請者は会社のレターヘッドにおいて、本節の (c) (1) 及び (c) (6) から (c) (8) 項で定める情報を提供しなければならない。

(c) 書類の内容

FC 輸入証明書又はその同等の公式書類には、次の情報を含めなければならない：

(1) 申請者の名前及び所在地。申請者は、輸出者、供給者又は発注当事者のいずれかである場合がある。

(2) FC 輸入証明書の識別子／番号。

(3) 証明書発行国の国名又は固有国名コード。

(4) FC 輸入証明書が発行された日付（国際的な日付表示形式（例えば、2012 年 12 月 24 日については 24/12/12、1999 年 1 月 3 日については 3/1/99）。

- (5) 証明書発行機関の名称、所在地、電話及びファクシミリ番号、署名を行う担当官の名前及び署名。
- (6) 輸入者の名前、所在地、電話及びファクシミリ番号、居住国、(民間又は政府団体の場合) 代表者名、国籍及び署名。
- (7) (もしわかっている場合であって、輸入者と異なる場合) 最終需要者の名前、所在地、電話番号及びファクシミリ番号、居住国、(民間団体(権限を与えられた流通業者若しくは再販業者)又は政府団体の場合) 代表者名、国籍及び署名。輸出時点でわかっていなければ、小火器及び関連貨物が流通業者又は再販業者により再販されることになる場合、BISは、それぞれの最終需要者の身元確認については要求しないことに注意しなさい。
- (8) 輸入が承認された貨物の説明(小火器、部品及び部分品、弾薬及び部品の技術説明及び合計量を含む)。
- (c) (8) 項の注: あなたは、FC 輸入証明書の発行の際に使用するため、政府に提供すべき各貨物の詳細な技術説明を荷受人に提供しなければならない。例えば、散弾銃については、種類、銃身長、全長、装弾数、製造者名、製造国及び各散弾銃のシリアル番号を提供しなさい。弾薬については、口径、速度及び貫通力、銃弾の種類、製造者名及び製造国を提供しなさい。
- (9) FC 輸入証明書の有効期日(国際的な日付表示形式(例えば、24/12/12)又はその品目が輸入されなければならない日にちのいずれか早い方)。
- (10) 輸出国の国名(すなわち、米国)。
- (11) 追加情報。特定の国では、ブリュッセル協定(統一関税率表コード)に基づいて、部類による関税率表分類番号又は貨物の具体的な技術説明を要求する場合がある。例えば、散弾銃については、銃身長、全長、装弾数、製造者名及び製造国に関する説明を必要とする場合がある。技術説明とは、輸出規制分類番号(ECCN)のことではない。

(d) 輸出許可申請書に伴って書類を使用するための手続きー

(1) 輸出許可申請書で必要な情報

輸出許可申請書には、FC 輸入証明書又は同等の公式書類にリストされたのと同じ貨物を記載しなければならない。

(2) 変更

FC 輸入証明書又は同等の公式書類が輸出許可の発行を裏付けるために使用された後は、いかなる者によっても、FC 輸入証明書に訂正、追記、又は改訂を行ってはならない。何らかの必要な訂正、追記、又は改訂は、申請者のところにあるファイルの中の別個の記述書で申請者により注記されなければならない。

(3) 有効期間

OAS 加盟国により発行された FC 輸入証明書又は同等の公式書類は、証明書に記載された満了日又は4年の期間(いずれか短い方)まで有効である。

§ 748.13 香港の輸入及び輸出許可

(a) 文書取得要求事項

(1) 香港への輸出及び再輸出

輸出者又は再輸出者は、CCL で NS、MT、NP1、又は CB 理由で規制される EAR 対象品目を香港に輸出又は再輸出する BIS の輸出許可を使用する前に、本節の (a) (1) (i) 又は (a) (1) (ii) 項で規定される文書を取得しなければならない。香港により発行される複数の文書は、トータルで、輸出許可に基づいて輸出又は再輸出されるすべての品目を対象とするものでなければならない。

(i) 香港の輸出入(戦略物資)規則(BISの輸出許可に基づいて輸出若しくは再輸出される品目であって、香港の輸入許可が必要とされるものを対象とし、かつ、EARの対象となる輸出若しくは再輸出の日時点で効力を有するもの)に基づいて、香港特別行政区政府により香港の輸入者に発行される輸入許可証のコピー; 又は

(ii) 香港に輸出若しくは再輸出される一以上の品目を香港に輸入するのに輸入許可証が不要である旨の香港特別行政区政府による書面でのステートメントのコピー。

このステートメントは香港の輸入者に直接発行される場合があり、また、一般市民が入手できる書面でのステートメントとなる場合がある。このステートメントは、香港の法律の正確なステー

トメントである限り、香港への複数の輸出又は再輸出に使用できる。

(2) 香港からの再輸出

CCL で NS、MT、NP1、及び／又は CB 理由で規制される EAR 対象品目を香港から再輸出を行うのに、BIS の輸出許可証は使用されてはならない（ただし、再輸出者が次のいずれかを受取っている場合を除く）：

- (i) 香港の輸出入（戦略物資）規則（BIS の輸出許可に基づいて再輸出されるすべての品目であって、香港の輸出許可が必要とされるものを対象とし、かつ、EAR の対象となる再輸出の日時点で効力を有するもの）に基づいて、香港特別行政区政府により発行される輸出許可証のコピー；又は
- (ii) 再輸出される一以上の品目に対して香港からの輸出許可証が不要である旨の香港特別行政区政府による書面でのステートメントのコピー。

このステートメントは香港の再輸出者に直接発行される場合があり、また、一般市民が入手できる書面でのステートメントとなる場合がある。このステートメントは、香港の法律の正確なステートメントである限り、香港への複数の輸出又は再輸出に使用できる。

(b) 記録保管

本節の (a) 項により取得が必要な文書は、AR § 762 に従って保持するとともに、要請に応じて米国政府が利用できるようにしなければならない。

§ 748.14 ~~§ 748.13~~ 添付書類要求事項の除外の付与

(a) 概要

必要とする添付書類取得の除外の請求は、BIS により審理される；しかし、除外は米国の輸出規制計画の目的に反する場合、与えられない。除外の請求は、単一取引又は（請求を必要とする理由が本質的に継続する場合は）複数取引を対象とすることができる。提示されたエビデンスにより条件が満たされる場合、BIS は、添付書類要求事項を適用せず、処理のために輸出許可申請書を受理する場合がある。

(b) 除外請求の手続き

除外請求は、その請求が関連する輸出許可申請書とともに提出しなければならない、また、その除外請求の理由がブロック 24 で記載されるかブロック 24 で言及されなければならない。請求が複数の輸出許可申請に関連する場合、最初の輸出許可申請書とともに提出しなければならない、それ以降の輸出許可申請書に関してブロック 24 で言及しなければならない。

(c) BIS による措置

(1) 単一取引の請求

単一の取引が対象とされる場合、BIS は、輸出許可申請書（それとともにその請求が提出されたもの）と同時に、除外請求について決定を下す。関連する輸出許可申請が承認された場合において、輸出許可証の発行が、除外が認可された申請者への自動通知の機能を果たす。除外の付与に対して何らかの制限事項が設定される場合、それらは認可に記載される。除外請求が認められない場合、BIS は、申請者に通知する。

(2) 複数取引の請求

複数の取引が対象とされる場合、BIS は、除外請求に関して講じられる措置について申請者に通知する。BIS からの返答には、BIS が課す必要があると認められる条件又は制限事項（適切な場合、除外の解除日を含む）を含む。さらに、それらの条件又は制限事項の書面による取引当事者の承諾書が要求される場合がある。

~~§ 748.14 [Reserved]~~

§ 748.15 Validated End-User (VEU) [認証最終需要者]の認可

認証最終需要者 (VEU) の認可は、特定の適格な仕向地で使用される適格な品目の認証された最終需要者への輸出、再輸出及び移転を許可するものである。認証最終需要者は、本節の要求事項に従って前もって承認された者である。最終需要者の認可が適格となるためには、輸出者、再輸出者及び認証される可能性が

ある最終需要者は、本節の(a)から(f)項で示される条件及び制限事項を厳守しなければならない。個々の最終需要者に対する VEU の認可申請が許可されない場合、新たな輸出許可要求事項が引き起こされることはない。それに加えて、その結果として、その最終需要者について BIS の輸出許可承認を不適格にすることもない。

(a) 適格な最終需要者

VEU のもとで適格な品目を輸出、再輸出又は移転することができる最終需要者のみが、本節の規定に従って、§ 748 付則 7 で特定されるこれらの認証最終需要者であり、本章の付則 8 及び付則 9 で示される者（すなわち、本章の付則 9 で示される手順に従って最終需要者審査委員会（ERC）により VEU の資格を与えられた者）である。

- (1) 認可申請は、§ 748.3(c)(2) で定めるアドバイザーリーオピニオン請求の様式で提出しなければならない、そして、一旦承認されれば、輸出者又は再輸出者が適格な最終需要者に輸出、再輸出又は移転を予定している品目（VEU の認可でいうところの品目には、貨物、ソフトウェア及び技術を含む（ただし、本節の(c)項で除外されているものを除く））の ECCN で特定されたリストを含めなければならない。周知な審査を確実なものとするため、VEU 認可申請書には、本章の付則 8 で定める情報を含めなければならない。認可申請は、輸出者、再輸出者又は最終需要者から受理される。申請書は以下の宛先に提出しなさい：

米国商務省産業安全保障局輸出者サービス部

14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Room 2099B, Washington, DC 20230

パッケージに、“Request for Authorization Validated End-User” [認証最終需要者の認可申請書] とマークしなさい。

- (2) VEU の認可のもとでの適格性について最終需要者を評価する際に、ERC は以下のようなファクターを含む一連の情報を考慮する：

その事業者が**適正な民間**の最終用途となる行為にもつぱら従事していることの記録；その事業者の米国の輸出規制への順守；承認の前の現地調査の必要性；その事業者の VEU の認可の要求事項への順守能力；VEU の認可条件の厳守を確実にするために米国政府の代表が行う現地調査への当該事業者の合意；並びに当該事業者の米国及び外国の会社との関係。それに加えて、最終需要者の適格性を評価する際に、ERC は適格な仕向国政府の輸出規制の現状並びに多国間輸出規制レジームへの支持と順守の現状を考慮する。

- (3) VEU の認可は、完全に或いは部分的に改訂、停止又は取消しを受けることがある。
- (4) VEU 申請書で提出された情報は、現在の事実又は状況を継続して表しているとみなされる。認可に関係する重大な変更又は本質的な変更については、VEU の認可が与えられたか或いはまだ考慮中であるかにかかわらず、直ちに BIS に報告しなければならない。

(b) 適格な仕向地

VEU の認可は、以下の仕向地に対して用いることができる：

- (1) 中国
- (2) インド

(c) 品目の制限

EAR においてミサイル技術 (MT) 及び犯罪規制 (CC) 理由で規制される品目については、この認可のもとでは輸出又は再輸出することができない。

(d) 最終用途制限

中国国内の VEU の認可のもとに取得された品目は、民間の最終用途のためにのみ使用でき、EAR § 744 で定められている行為のためには使用できない。**インド国内の** VEU の認可のもとに取得された品目は、**民間又は軍事のいずれの最終用途にも使用でき、EAR § 744 で定められている行為のためには使用できない。** VEU の認可のもとに行われる輸出、再輸出又は移転は、品目が認証最終需要者に向けて、かつ、その使用のために引き渡される場合**にのみ**、本章の付則 7 にリストされる最終需要者に対してのみ行うことができる。VEU のもとに品目を取得する適格な最終需要者は、以下のことのみ行うことができる：

- (1) 適格な仕向地に所在する最終需要者自身の施設、或いは適格な仕向地に所在する施設であって、最

終需要者が有効な管理を立証する施設でのみ、当該品目を使用すること；

- (2) 使用中の当該品目を消費すること；又は
- (3) BISによって認可された品目のみを移転又は再輸出すること。

(d) 項の注釈：本章の付則 7 で示される認可は、国別である。本節の (b) 項で指定される 1 つの国についての認証最終需要者としての認可は、その項で指定される他の国についての認証最終需要者としての認可には当たらない。

(e) 保証書と記録保管

VEU の認可のもとに認証最終需要者に最初に輸出又は再輸出を行う前に、輸出者又は再輸出者は、認証最終需要者から最終用途及び VEU の要求事項への順守に関する保証書を入手しなければならない。そのような保証書には、本章の付則 8 で示される内容を含めなければならない。VEU に関する保証書及びすべての記録は、EAR § 762 で示される記録保管要求事項に従って、輸出者又は再輸出者によって保管されなければならない。

(f) 報告及び審査要求事項

(1) (i) 再輸出

VEU の認可を利用する再輸出者は、年次報告を BIS に提出することが義務付けられる。これらの報告書に、輸出者又は再輸出者が適格な品目を輸出又は再輸出した先の各認証最終需要者について以下の内容を含まなければならない：

- (A) 適格な品目が再輸出された先の各認証最終需要者の名前及び所在地；
- (B) 当該品目が再輸出された適格な仕向地；
- (C) 当該品目の数量；
- (D) 当該品目の価額；並びに
- (E) 当該品目の ECCN。

- (ii) 報告書は、各年の 2 月 15 日までが期日で、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をカバーしなければならない。報告書は、以下の宛先に送付しなければならない：

米国商務省産業安全保障局輸出者サービス部

14th Street and Constitution Avenue, NW., Room 2099B, Washington, DC 20230.

パッケージに、“Authorization Validated End-User Reports” [認証最終需要者認可報告書] とマークしなさい。

(2) 検査

VEU の認可によりカバーされる行為に関連する記録であって、VEU の認可を利用する輸出者、再輸出者及び認証最終需要者によって維持されるものは、定期的に検査される。BIS の要求があり次第、輸出者、再輸出者及び認証最終需要者は、本節の (e) 及び (f) (1) 項で示される情報をカバーしている記録の検査（現地調査を含む）を認めなければならない。

(g) 通知要求事項

VEU の認可のもとに出荷している輸出者及び再輸出者並びに VEU の認可のもとに移転（国内における移転）を行っている者は、彼らが出荷又は移転している先の VEU に 当該出荷又は移転の通知を提供することが義務付けられている。上記の通知は書面で VEU に伝達しなければならない。かつ上記の通知には、当該品目が VEU の認可に基づいて出荷若しくは移転されていること、又は出荷若しくは移転されること、又は出荷若しくは移転されたことの記述だけでなく、当該出荷又は移転の VEU の認可内容のリスト及び当該出荷又は移転における VEU 認可品目が番号分類される ECCN のリストを含めなければならない。VEU への輸出、再輸出又は移転（国内における移転）の通知は、VEU 及び輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行っている者によって合意された時間枠内に書面で行わなければならない。

VEU 及び輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行っている者は、VEU の認可のもとで最初に輸出又は移転する前の時間枠について合意しなければならない。VEU と輸出、再輸出又は移転（国内における移転）を行っている者との間の合意に基づいて、通知は、個々の出荷又は複数の出荷に対して行うことができる。輸出者、再輸出者及び VEU は、彼らが送付し或いは受取った通知を、それらの記録保管要求事項に従って保持することが義務付けられている。

(h) VEU の認可に対する条件の解除

品目に固有の条件の対象となる VEU であって、かつ、VEU の認可のもとに当該条件の対象となる品目を受け取った VEU は、今後、当該品目が中国若しくはインド（いずれか該当する場合）に輸出若しくは再輸出を行うのに輸出許可が不要となった場合、又は当該仕向地に許可例外のもとに出荷が適格となった場合、当該品目に関連する条件によってもはや拘束されなくなる。許可例外が適格となった品目は、適用される許可例外の条件及び EAR § 740.2 の制限事項の対象となる。輸出許可がなくても輸出ができるようになった品目であって、引き続き EAR の対象となる品目は、EAR の要求事項に従ってのみ輸出、再輸出、移転（国内における移転）又は処分することができる。VEU の条件が解除されても、認証最終需要者から、許可例外が適用できる前、又は輸出許可要求事項が解除される前に発生した違反に対する彼らの責任を解除することはない。

(i) 記録

輸出許可要求事項が解除されたり許可例外が適用可能となる前に、VEU の認可のもとに出荷された品目の記録は、輸出許可要求事項が解除されたり許可例外が適用できるようになった日以後においても引き続き本節の (f) (2) 項の検査要求事項の対象となる。

§ 748 付則 1

— BIS-748P、BIS-748P-A：品目付表、及び BIS-748P-B：最終需要者付表；多目的申請書指示事項

署名が求められている場合を除き、すべての情報は、各ブロックやチェックボックスの行内に、判読できるようにタイプしなければなりません。ブロックまたは行ごとに、タイプ打ちした一行の字句のみを記入してください。電話番号又はファクシミリ番号の入力の選択がある場合であって、電話番号の代わりにファクシミリ番号の記入を望む場合、番号の直ぐ後に“F”の文字を付けて、ファクシミリ番号を識別してください（例：022-358-0-123456F）。あなたの品目の番号分類請求のためにこの様式に記入する場合、ブロック 1 から 5、14、22 (a)、(b)、(c)、(d) 及び (i)、24、並びに 25 のみに記入しなければなりません。

ブロック 1：Contact Person [連絡先]

申請書に関する質問に回答できる者の名前を記入してください。

ブロック 2：Telephone [電話]

申請書に関する質問に回答できる者の電話番号を記入してください。

ブロック 3：Facsimile [ファクシミリ]

もし利用できれば、申請書に関する質問に回答できる者のファクシミリ番号を記入してください。

ブロック 4：Date of Application [申請日]

現在の日付を記入してください。

ブロック 5：Type of Application [申請の種別]

輸出：品目が米国内にあり、あなたがそれらの品目を輸出しようとする場合、“Export”と標記したチェックボックスに(x)を記入してください。

再輸出：品目が米国外にある場合、“Reexport”と標記したチェックボックスに(x)を記入してください。

番号分類請求：商務省規制品リスト(GCL)に対してあなたの品目の番号分類を BIS に請求する場合、“Classification Request”[番号分類請求]と標記したチェックボックスに(x)を記入してください。

§ 740.20(g)に従って許可例外 STA の適格性請求を提出しようとする場合、“Export”と標記したチェックボックスに(x)を記入した後、当該請求に特有の説明についての付則のブロック 6 に進みなさい。

ブロック 6：Documents submitted with Application [申請書に添付する書類]

EAR § 748 の条項に従って申請書とともに提出することが義務付けられている証拠書類を検討し、すべての該当するチェックボックスに(x)を記入してください。輸出許可申請書とともに、外国製同種製品の入手可能性の主張を提出している場合、“Foreign Availability”[外国製同種製品の入手可能性]と標記したチェックボックスに(x)を記入してください。外国製同種製品の入手可能性の提出物についての指示事項は、EAR § 768 を参照してください。

EAR § 768 における外国製同種製品の入手可能性の主張を行っていない場合であっても、輸出許可申請書とともに外国製同種製品の入手可能性の主張を提出する場合、チェックボックス“Foreign Availability”に、(x)を記入することができます。

§ 768 で対象とする外国製同種製品の入手可能性の主張は、国家安全保障理由で規制される品目に限られています。しかしながら、申請者が国家安全保障理由で規制されていない品目に関する外国製同種製品の入手可能性を裏付ける資料を含めようとする場合、申請者はチェックボックス“Foreign Availability”に(x)を記入し、輸出許可申請書の添付書類といっしょに外国製同種製品の入手可能性の情報を含めることにより、輸出許可申請の一部として、これを行うことができます。申請者は、この添付書類に、明瞭に、“Foreign availability information outside the scope of part 768 [外国製同種製品の入手可能性情報— § 768 の適用範囲外]”としたラベルを貼らなければなりません。この情報は、§ 768 の適用範囲外であっても、申請者は、外国製同種製品の入手可能性を立証するのにいかなる種類の情報が適切であり得るかに関する § 768 付則 1 の一般的なガイダンスを用いなければなりません。この種類の外国製同種製品の入手可能性の情報を提出する目的は、国家安全保障理由で規制されない品目の外国製同種製品の入手可能性について、米国政府により多く認識させることにあります。

輸出許可申請書とともにカタログ、パンフレット、技術仕様書等を提出している場合、“Tech.

Specs.”と標記したチェックボックスに(x)を記入してください。

§ 740. 20 (g)に従って許可例外 STA の適格性請求を提出するための裏付け書類の記述については、“Other”のチェックボックスに(x)を記入し、“STA request”の字句を記入しなさい。(このブロック 6において記述される許可例外 STA の適格性請求に関する単独の申請及び提出要求事項については、§ 748 付則 2 の(w)項を参照のこと)。

ブロック 7 : Documents on File with Applicant [申請者がファイル保管する書類]

該当するチェックボックスに(x)を記入することにより、§ 748 の条項で義務付けられているすべての該当書類をファイルに保有したことを証明してください。

ブロック 8 : [Reserved]

ブロック 9 : Special Purpose [特別目的]

本章の付則 2 で特に義務付けられている場合にのみ、特定の品目や特定の種類の取引についてこのブロックに記入してください。

ブロック 10 : Resubmission Application Control Number [再提出する申請書の管理番号]

あなたの最初の申請書が何の措置もなく返却された場合(RWA)には、その申請書管理番号を提示してください。これは登録されずに返却された申請書には適用されません。

ブロック 11 : Replacement License Number [差替え輸出許可番号]

同じ最終荷受人への同様な品目について輸出許可証をすでに取得しているが、最初に許可された輸出許可に対して、EAR § 750. 7 (c)で除外されていない修正を行いたい場合には、最初の輸出許可番号を記入し、さらにブロック 12 から 25 の該当するブロックに記入してください。最初の輸出許可証に対して行おうとする変更点についてブロック 24 に説明を記入してください。

ブロック 12 : Items Previously Exported [以前に輸出された品目]

ブロック 5 の“Reexport”のチェックボックスにマークした場合にのみ、このブロックに記入してください。もし分かっておれば、その品目が当初輸出された際に、もととした輸出許可証番号、許可例外の記号 (General License [一般輸出許可 : 特定の条件を満たせば申請を必要とせず、また文書も発行されない許可制度で、1996 年に、現在の許可例外の制度に改められた]) のもとでの輸出については、該当する General License の記号を記入してください)、又はその他の認可を記入すること。

ブロック 13 : Import/End-User Certificate [輸入証明書 / 最終需要者証明書]

本章の条項に従って取得された輸入証明書又は最終需要者証明書の国名及び番号を記入してください。

ブロック 14 : Applicant [申請者]

申請者の名前、街路住所、市、州 / 国、及び郵便番号を記入してください。漏れなく表記された街路住所を提示してください。私書箱は受けつけられません。“申請者”の定義については本章の § 748. 5 (a) を参照してください。もし、ブロック 5 で“Export”にマークした場合、あなたが個人として或いは輸出者の代理人として申請していない限り、あなたの会社の被雇用者の ID 番号を記入しなければなりません。この被雇用者の ID 番号は、納税者証明の目的で国税庁により指定されています。従って、この番号を入手するためには、あなたの会社の財務役員又は経理部門に問合わせなければなりません。

ブロック 15 : Other Party Authorized to Receive License [輸出許可を受けることが認められているその他の当事者]

あなたが指名した他の当事者に許可された輸出許可証を送付することを BIS に求める場合、このブロックにすべての情報 (名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号を含む) を記入してください。輸出許可証が申請者に送付されるものとする場合は、このスペースは空白のままにしてください。輸出許可証を受け取る他の当事者を指名しても、申請者の責任に変更が加えられるものではありません。

ブロック 16 : Purchaser [購入者]

購入者の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号又はファックス番号を記入してください。“購入者”の定義については、本章の § 748. 5 (c) を参照してください。購入者が最終荷受人でもある場合には、漏れなく表記された名前と住所を記入してください。あなたが計画した取引に単独の購入者を含まない場合、ブロック 16 は空白のままにしてください。

ブロック 17 : Intermediate consignee [中間荷受人]

中間荷受人の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号又はファクシミリ番号を記入してください。漏れなく表記された街路住所を提示してください、私書箱は受け付けられません。“中間荷受人”の定義については、本章の § 748.5(d) を参照してください。この当事者がブロック 16 にリストした者と同じであれば、漏れなく表記された名前と住所を記入してください。あなたが計画した取引に中間荷受人の使用を含まない場合、“None”と記入してください。あなたが計画した取引に複数の中間荷受人を含む場合、それぞれの追加する中間荷受人について、ブロック 24 に同じ情報を提示してください。

ブロック 18 : Ultimate Consignee [最終荷受人]

あなたが輸出許可申請書を提出している場合、このブロックに記入しなければなりません。最終荷受人の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号又はファクシミリ番号を記入してください。漏れなく表記された街路住所を提示してください、私書箱は受け付けられません。最終荷受人はブロック 21 で指定された最終用途のために品目を実際に受け取る者です。“最終荷受人”の定義については、本章の § 748.5(e) を参照してください。銀行、運送業者、運送代理店又はその他の中間業者は、最終荷受人と同じとみなすことはできません。政府の購入組織は、この要求事項の唯一の例外です。品目が実際の最終需要者である政府団体に移送されるべきものである事例において、事業者の種類は、実際の最終需要者と最終用途がブロック 21 又は申請書に添付した追加書類で明確に特定されていることを条件に、実際の最終荷受人である政府団体として特定できます。もしあなたの申請が以前に輸出された品目の再輸出に関するものであれば、新しい最終荷受人の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号又はファクシミリ番号を記入してください。漏れなく表記された街路住所を提示してください、私書箱は受け付けられません。もしあなたの申請が一時的な輸出又は再輸出に関わるものであれば、申請者は、米国外にある品目を管理していた人又は事業者気付の最終荷受人として示されなければなりません。

ブロック 19 : End-User [最終需要者]

ブロック 18 で特定される最終荷受人が実際の最終需要者でない場合のみ、このブロックに記入してください。最終需要者が複数となる場合には、それぞれの追加する最終需要者を特定するために、様式 BIS -748P-B を使用してください。各最終需要者の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号又はファクシミリ番号を記入してください。漏れなく表記された街路住所を提示してください、私書箱は受け付けられません。

ブロック 20 : Original Ultimate Consignee [当初最終荷受人]

もしあなたの申請が以前に輸出された品目の再輸出に関わるものであれば、当初の最終荷受人の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話番号又はファクシミリ番号を記入してください。漏れなく表記された街路住所を提示してください、私書箱は受け付けられません。当初最終荷受人は、もともとの輸出の申請において最終荷受人として特定された事業者又は現在その品目を保持している事業者です。

ブロック 21 : Specific End-Use [特定の最終用途]

輸出許可申請を提出している場合には、このブロックに記入しなければなりません。最終荷受人及び／又は最終需要者により意図される最終用途の漏れのない詳細な説明を提示してください。もし再輸出の許可を求めている場合には、新しい最終荷受人又は最終需要者により意図される最終用途の漏れのない詳細な説明を提示し、さらに再販又は再輸出が求められている他の国を特定してください。追加の欄が必要な場合には、様式 BIS -748P-A 又は B のブロック 21 を使用してください。具体的に記入するようにしてください—“研究”、“製造”又は“科学的使用”といったあいまいな説明は受理されません。

ブロック 22 :

輸出許可申請については、このブロックの各サブブロックに記入しなければなりません。番号分類請求を提出しようとする場合、ブロック (e), (f), (g) 及び (h) に記入する必要はありません。複数の品目の輸出若しくは再輸出を望む場合又は BIS に複数の品目の番号分類をしてもらうことを望む場合、追加品目については様式 BIS -748P-A を用いてください。

(a) ECCN

輸出又は再輸出を望む品目に対応する輸出規制分類番号 (ECCN) を記入してください。BIS に品目の番号分類を要求しようとする場合には、このブロックに品目の推奨する番号分類を提示してください。

(b) CTP [CTP 値]

あなたの申請書に本章の付則 2 で定めるデジタルコンピュータ又はデジタルコンピュータを内蔵する機器を含む場合、このブロックに“加重最高性能 (Adjusted Peak Performance) (“APP”) を記入しなければなりません。APP 値の計算についての指示事項は、GCL のカテゴリ 4 の最後の Technical Note に記載されています。

(c) Model Number [型番]

品目の正しい型番を記入してください。

(d) CCATS [Commodity Classification Automated Tracking System [貨物分類自動追跡システム] 番号]

あなたが BIS からこの品目の分類番号を受取っていた場合、BIS が発行した番号分類にみられる CCATS 番号を提示してください。

(e) Quantity [数量]

ブロック 22(a) に記入された ECCN で特定された“単位”の条件で、輸出又は再輸出される数量を特定してください。もし品目の“単位”が“ドル価額”であれば、取引で共通して使用されている単位で、数量を記入してください。

(f) Units [単位]

輸出又は再輸出される数量を、取引で共通して使用されている単位の条件で記入してください。

(g) Unit Price [単価]

ブロック 22(e) で使用される数量の単位は、BIS に提出されるすべての輸出許可申請書に記入しなければなりません。技術のみについては、輸出許可申請書は空白のままにすることができます。

(h) Total Price [総価額]

ブロック 22(j) で記述した品目の総価額を提示してください。

(i) Manufacturer [製造業者]

輸出若しくは再輸出を望む各品目、又は BIS に番号分類をしてもらうことを望む各品目の製造業者について、わかっている場合であって、かつ、申請者と異なる場合、製造業者の名前のみを記入してください。

(j) Technical Description [技術的説明]

輸出若しくは再輸出を望む品目、又は BIS に番号分類をしてもらうことを望む品目の説明をしてください。具体的な品目を特定するのに必要な場合に詳細な説明 (該当する ECCN で特定されている測定値 (例えば、基本成分、組成、電気的パラメーター、サイズ、標準規格、グレード、馬力など) を用いた、その ECCN において示されるすべての特性とパラメーターを含む) を提示してください。これらの特性は、販売促進用のパンフレットに記載されている特性と異なる場合、計画された取引品目について特定しなければなりません。

ブロック 23 : Total Application Dollar Value [申請書のドル総価額]

申請書に含まれるすべての品目の総価額を米国ドル表示で記入してください。他の通貨表示については受理できません。

ブロック 24 : Additional Information [追加情報]

EAR で要求されている申請書に関連性のある追加データを記入してください。特別な証明、他の個所で開示されていない受益者の名前、添付書類の説明を記載してください。このスペースには、ブロック 22 に関する情報を含めないでください。あなたの申請書が以前に拒否された申請を再提出している場合、元々の申請書の申請書管理番号を記載しなければなりません。あなたの製品の番号分類を BIS に請求しようとする場合、ブロック 22(a) に記入した ECCN がなぜ妥当と思うかを説明するために、このスペースを使ってください。この説明には、該当する ECCN で指定されている技術的規制パラメータによる品目の分析を含めなければなりません。もしブロック 22(a) で推奨する分類番号を特定しなかった場合、規則の中で、正確な分類番号を決定する妨げになったと考えることを特定することにより、該当する分類番号が決定できない理由を申し立てなければなりません。もし追加スペースが必要であれば、様式 BIS-748P-A 又は B のブロック 24 を使用してください。

あなたの申請書に、9x515 又は“600 シリーズ”の品目であって、以前に ITAR の輸出許可又はその他の認可のもとに承認された取引と同じものを含む場合、このブロックに記入しなければなりません。BIS の輸出許可申請書のブロック 24 に、以前の国務省の輸出許可番号又はその他の承認識別記号を記入しなさい。複数の以前の国務省の輸出許可番号又はその他の承認識別記号が該当する場合、最新のものを入力しなさい。EAR の輸出許可申請書の詳細が、以前に ITAR の輸出許可又はその他の認可のもとに認可されたものと、当該品目の記述（品目の機能、性能、形状及び適合性を含む）、輸出許可に記載された購入者、最終荷受人及び最終需要者に関して同じである上記の輸出許可申請書のみが、本項のもとでの十分な検討が受けられ、この結果として、より迅速な処理時間に結びつく可能性がある。当該の 9x515 又は“600 シリーズ”の品目の番号分類は、その品目がもはや“ITAR の対象”ではなくなるので、今後は同じものとならないが、当該品目の記述のその他の側面は、EAR § 748 付則 2 の(x)項に基づくこの迅速処理のもとに審査されるため、同じでなければならない。

ブロック 25 :

あなたは、申請者又は正当に権限を与えられた申請者の代理人として、このブロックに直筆で署名をしなければなりません。ゴム印又は電子署名は受け付けられません。あなたが、申請者の代理人である場合、このブロックにあなたの名前と肩書きを記入するのに加えて、ブロック 24 にあなたの会社名を記入しなければなりません。用意されたスペースにあなたの名前と肩書きの両方をタイプしてください。

§ 748 付則 2 特有の申請及び提出要求事項

§ 748 付則 1 の指示事項に加えて、この付則で規定する特定の品目又は特定の種類の取引に関する追加の要求事項についても、輸出許可申請の際に注意が向けられることを確実にしなければなりません。この付則で明確に特定されていないその他のすべてのブロックは、§ 748 付則 1 の指示事項に従って記入しなければなりません。この付則で使用される用語“ブロック”は、別途注釈がない限り、用紙 BIS -748P に関するものです。

(a) 化学製剤、医薬品及び調剤薬品

化学製剤、医薬品及び／又は調剤薬品の輸出又は再輸出の輸出許可申請書を提出しようとする場合、以下の情報をブロック 22 で提示しなければなりません。

- (1) 正確に品目を特定するために必要な可能性がある等級、形態、濃度、混合物又は成分に関連する事実；並びに
- (2) もしあれば、化学情報サービス (CAS) 登録番号を特定しなければなりません。

(b) 通信傍受機器

本章の § 742.13 のもとに輸出許可申請書を提出することが必要な場合、ブロック 9 に字句“Communications Intercepting Device(s) [通信傍受機器]”と記入しなければなりません。輸出又は再輸出を求めている品目は、ブロック 22(j) に、品目名で指定しなければなりません。

(c) コンピュータ、通信装置、情報セキュリティ品目及び附属装置

輸出許可申請書にカテゴリ4 とカテゴリ5 の双方で規制される品目を含んでいる場合、商務省規制品リスト (EAR § 774.1) のカテゴリ5 のもとに輸出許可申請書を提出しなければなりません。カテゴリ5 パート1 の注釈1 と注釈2 及びパート2 の注釈1 を参照してください。カテゴリ4 で規制されるコンピュータを含む輸出許可申請書は、ブロック 22(b) に“加重最高性能 (Adjusted Peak Performance) (“APP”) を特定しなければなりません。もし主たる機能が通信であれば、APP 値は不要です。通信又は LAN の機能を実行するコンピュータ、附属装置又はソフトウェアは、カテゴリ5 パート1 の通信性能特性に対して評価されます。一方、情報セキュリティ関連の貨物、ソフトウェア及び技術は、カテゴリ5 パート2 の情報セキュリティ性能特性に対して評価されます。

(1) コンピュータを含む輸出許可申請書の要求事項

コンピュータ又はコンピュータを内蔵する装置をカントリーグループ D:1 (EAR § 740 付則 1 参照) の仕向地に輸出若しくは再輸出する輸出許可申請書、或いはそれらの国に設置されている既存のコンピュータをアップグレードするための輸出許可申請を提出しようとする場合、ブロック 22(b) の APP 値に加えて、輸出許可申請書で与えられたデータを確証するため、技術仕様書及び製品カタログも含まなければなりません。

(2) セキュリティセーフガード計画要求事項

米国は、平和目的で使用されることを確実なものとするため、高性能コンピュータ (HPC) の輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) に対するセキュリティセーフガードを義務付けています。コンピュータ Tier3 の仕向地 (EAR § 740.7(c) (1) 参照) に向けて若しくはその仕向地の中で、或いはキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン若しくはシリアに向けて、高性能コンピュータの輸出、再輸出又は国内での移転について輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に最終需要者 (最終荷受人である場合もある) により署名されたセキュリティセーフガード計画を収載しなければなりません。この要求事項は、それらの国に設置されている既存の“コンピュータ”をグレードアップするために部分品又は電子組立品を輸出、再輸出及び移転 (国内における移転) する場合にも適用されます。セキュリティセーフガード計画のサンプルは、BIS のウェブページ <http://www.bis.doc.gov/hpcs/SecuritySafeguardPlans.html> に掲示されています。

(d) [Reserved]

(e) 米国内を通過して輸送中の積荷 (intransit)

米国内を通過して輸送中の品目で、許可例外 TMP (EAR § 740.9(b) (1) 参照) の intransit [通過] 条項が

適用できないものの輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に以下の情報を提示しなければなりません。

- (1) ブロック 9 に、字句“*Intransit Shipment*”[輸送中の積荷]を記入してください。
- (2) ブロック 24 に、当該品目を米国に出荷する外国の荷主の名前及び住所を記入し、その積出港を申し立ててください。
- (3) 計画された最終仕向地への出荷について、輸出国（又は輸出者が所在する国）の承認又は黙諾を示す利用可能な証拠。

そのような証拠は、通過許可証の形式であってもよい；並びに

- (4) 最終仕向国に関して本章の § 748.9 で要求されている添付書類。

(f) 米国外を輸送中の積荷 (intransit)

EAR § 736.2(b)(8) で規定される一般禁止事項 8 及び陸揚げ国の中間荷受人の確認証明に基づいて輸出許可申請書を提出しようとする場合、或いは輸出許可申請書を提出した時点で輸送路が不明な場合、陸揚げ国又は通過国を、ブロック 17 に記入しなければなりません。

(g) 核不拡散品目及び最終用途

(1) 申告書要求事項

EAR § 742.3 で定める品目又はその他の品目（供給不足物資理由で規制されるものを除く）であって、当該品目が核関連の最終用途に向けられる場合、輸出許可申請書を提出する前に、最終需要者から以下の内容を保証する書面による署名入りの申告書を入手しなければなりません。

- (i) 輸出される品目又はそのレプリカ（“レプリカ”とは、元々輸出された品目の物理的調査に基づき米国外で製造された品目であって、すべての重要な設計及び性能の指標で匹敵しているものをいう）は、EAR § 744.2(a) で定める行為のいずれにも使用されないこと；並びに
- (ii) 当該品目について、仕向地がカナダを仕向地とする場合又はカントリーチャートの NP Column 1 に基づいて NLR のもとに米国から新しい仕向国に輸出が適格な場合を除いて、再輸出を行う前に BIS から書面による許可を得ること。

(2) 輸出許可申請書要求事項

必要な証明書といっしょに、輸出許可申請書に以下の情報を含めなければなりません：

- (i) ブロック 7 に、“*Nuclear Certification*”の見出しのついたチェックボックスに (x) 印をつけてください；
- (ii) ブロック 9 に、字句“*NUCLEAR CONTROLS*”[核関連規制]を記入してください；
- (iii) もしわかれば、ブロック 21 に、品目が使用される軍事施設、公共施設又はサイトの具体的な地理的場所を記入してください；
- (iv) 該当する場合、ブロック 22(j) に、当該品目を核爆発行為又は EAR § 744.2(a)(3) で定めるセーフガード[保障措置]が適用される若しくはセーフガード[保障措置]が適用されない核関連行為を可能にするような設計又は特別な改造の具体的な特徴についての説明を含めてください；並びに
- (v) あなたの取引が EAR § 744.2 で定める核関連の最終用途に関係していることを知っている理由で、輸出許可申請書を提出しようとする場合、ブロック 24 で、当該品目が EAR § 744.2 で定める目的に向けられることについてのあなたの認識の根拠を十分に説明してください。可能であれば、核兵器や核爆発装置の設計、開発、製造若しくは試験において、又は EAR § 744.2(a)(3) で定める施設の設計、建設若しくは運転において、当該品目が持つことになる具体的な最終用途について明示してください。

(h) 数値制御装置、モーションコントロールボード、数値制御工作機械、寸法検査機械、直接数値制御システム、特別に設計された組立品及び特別に設計されたソフトウェア

(1) 数値制御装置、モーションコントロールボード、数値制御工作機械、寸法検査機械、特別に設計されたソフトウェアの輸出若しくは再輸出の輸出許可申請書又は BIS への番号分類請求を提出しようとする場合、輸出許可申請書に以下の情報を記載しなければなりません：

- (i) 数値制御装置及びモーションコントロールボードについて：
 - (A) 制御ユニットの製造番号及び型番；

- (B) 数値制御装置の説明及び内部構成。当該装置がモーションコントロールボードを持つコンピュータである場合、当該コンピュータの製造番号及び型番を記載してください；
 - (C) コンピュータが、CAD データのオンライン加工のために CNC ユニットに接続される方法についての説明。コンピュータの製造番号及び型番を明記してください；
 - (D) 制御ユニットが輪郭制御モードで同時に関連づけて制御することができる軸数及び補間の種類（直線補間、円弧補間及びその他の補間）；
 - (E) プログラム可能な最少設定単位；
 - (F) 制御装置又はモーションコントロールボードとともに供給されるすべてのソフトウェア／ファームウェアの説明と品目別リスト（軸補間機能のためのソフトウェア／ファームウェア及び制御ユニットとともに供給されるプログラム可能な制御ユニット又は機器のためのソフトウェア／ファームウェアを含む）；
 - (G) “リアルタイム加工”と CAD の受信に関連する機能の説明；
 - (H) 電子機器やモーションコントロールボードを ECCN 2B001 で指定される規制レベルを超えるようにアップグレードできる追加の基板やソフトウェアを受け入れる機能の説明；並びに
 - (I) 電子機器がダウングレードされたか否か、もしそうならば、将来アップグレードできるかどうか明らかにしてください。
- (ii) 数値制御工作機械及び寸法検査機械について：
- (A) 工作機械又は寸法検査機械の名称及び型番；
 - (B) 装置の種類（例えば、水平ボーリングマシン、マシニングセンター、寸法検査機械、ターニングセンター、液体ジェット等）；
 - (C) 輪郭制御モードで同時に関連づけて制御することができる直線軸及び回転軸の説明（工作軸の関連づけされた動きが、工作機械により提供される数値制御ユニットによって限定されることができるとは問わない）；
 - (D) 円筒研削盤については、最大工作物の外径；
 - (E) 主軸の 1 回転における軸方向で測定した主軸の軸方向の振れ (camming [端面の振れ])、及び旋盤についてのみ測定方法の説明；
 - (F) 主軸の 1 回転における半径方向で測定した主軸の振れ (run out [外周の振れ])、及び測定方法の説明；
 - (G) 各軸の全長にわたる位置決め精度、及び測定方法の説明；並びに
 - (H) 摺動動作の試験結果。

(i) 外国製品に米国外で組み込まれる部品、部分品及び材料

EAR § 732.4(b)において EAR の対象となる部品及び部分品を内蔵する外国製の直接製品であって、EAR § 736.2(b)(2)で規定される一般禁止事項 2 の対象となるものに対して申請が義務付けられている場合、BIS は、複数の荷受人又は複数の国への輸出又は再輸出の輸出許可申請書について考慮します。そのような要求は、カントリーグループ E:2 にリストされている国（EAR § 740 付則 1 参照）に対しては承認されませんし、カントリーグループ D:1 にリストされている国々には限られた状況においてのみ承認することができます。

(1) 部品及び部分品の輸出についての輸出許可申請書

米国外において製品に組込まれる部品、部分品又は材料であって、その後に製品が指定された第三国に送品されるものの輸出許可申請書を提出しようとする場合、ブロック 21 に最終用途の説明（製造される貨物の一般的な説明、それらの代表的な最終用途及びそれらの貨物が販売される国を含む）を記入しなければなりません。それらの国々は具体的にリストするか、或いはカントリーグループ、地理的エリア等で特定することができます。

(2) 組込まれた部品及び部分品の再輸出についての輸出許可申請書

米国外において製品に組込まれる部品、部分品又は材料であって、製品が指定された第三国に送品されるものの再輸出のための輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に以下の情報を含めなければなりません：

(i) ブロック 9 に、字句“Parts and Components”[部品及び部分品]を記入してください；

(ii) ブロック 18 に、外国製の製品を受け取る外国の当事者の名称、街路住所、市及び国を記入して

ください。複数の国又は荷受人についての承認を求める場合、ブロック 18 に、“Various”[多数]と記入し、ブロック 24 に、具体的な国々、カントリーグループ又は地理的エリアをリストしてください；

- (iii) ブロック 20 に、米国原産の部品、部分品又は材料を組み込んだ外国製の製品を輸出する外国の当事者の名称、街路住所、市及び国を記入してください；
- (iv) ブロック 21 に、ブロック 18 で特定した最終荷受人の事業活動及び外国製品の最終用途を説明してください。製品がより大きなシステムに組み込まれることを意図している場合、最終構成を明示してください。最終用途がわからない場合、“unknown”[不明]と記し最終需要者の一般的な事業活動を説明してください；
- (v) ブロック 22(e) に、各外国製品の数量を明記してください。この情報がわからない場合、ブロック 22(e) に“unknown”[不明]と記すこと；
- (vi) ブロック 22(h) に、各外国製の製品について数字“0”を記入してください；
- (vii) ブロック 22(j) に、輸出される外国製品について、種類及び型番又は品番を明記して、説明してください。もし入手できれば、カタログや仕様書を添付してください。説明の一部として外国製品の単価（US ドル）を示してください（輸出許可申請書に複数の外国製品がリストされている場合、それぞれの種類／型番／品番毎の単価を明らかにしてください）。また、米国成分の説明（該当する輸出規制分類番号を含む）及びその US ドル価額を記載してください。輸出許可申請書に複数の外国製品が特定されている場合、それぞれの外国製品について米国成分を説明し、米国成分の価額を明示してください。また、記述した価額の根拠を説明するための十分な裏付け情報を提供してください。可能な限り、外国製の製品の価額に占める外国原産の部品、部分品又は材料の価額がいくらかを説明しおてください（労務費、間接経費等は除きます）。米国成分が変動し事前に特定できない場合、米国成分の最小と最大を示した割合及び価額の幅を提示してください；
- (viii) 外国製の製品とともに再輸出される米国原産の補修部品が EAR § 740.10 で是認される数量を超える場合、ブロック 22(j) に、当該補修部品の説明を別に収載してください。該当する場合、ブロック 22(e) に数量を記入してください。ブロック 22(a) に補修部品の ECCN を、ブロック 22(h) に補修部品の価額を記入してください；
- (ix) ブロック 23 に、数字“0”を記入してください；
- (x) 外国製品が、確約書 (Written Assurance) を条件として輸出又は再輸出された米国原産の技術の直接製品である場合、必要に応じて、当該確約書の waiver [特別採用] の請求をブロック 24 で行うことができます。米国原産技術が、カントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 に掲載されている国（EAR § 740 付則 1 参照）への積荷に付随する場合、ブロック 24 に、技術の種類とどのように使用されるかを説明してください。

(j) 船舶貯蔵品、航空機貯蔵品、補給品及び装備品

(1) 建造中の船舶

建造中の船舶に向けて品目（船舶貯蔵品、補給品及び装備品を含む）を輸出又は再輸出するために輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に以下の情報を含めなければなりません：

- (i) ブロック 18 に、船舶が建造されている造船所の名称、街路住所、市及び国を記入してください；
- (ii) ブロック 22(j) に、全長が 12 m (40 ft) 未満の船舶については、船舶の全長を記述してください。全長が 12 m (40 ft) 以上の船舶の場合、以下の情報を提示してください（この情報が不明の場合は、このブロックに“unknown”[不明]と記入してください）：
 - (A) 船舶の船体番号及び船名；
 - (B) 船舶の種類；
 - (C) 予定されている所有者の名前と営業所の所在地及び所有者の国籍；並びに
 - (D) 船舶の登録国又は登録予定国。

(2) 生産中の航空機

生産中の航空機に向けて品目（航空機貯蔵品、補給品及び装備品を含む）を輸出又は再輸出するために輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に以下の情報を収載しなければなりません：

- (i) ブロック 18 に、航空機が生産されている工場の名称及び所在地を記入してください；

- (ii) ブロック 22(j)に、以下の情報を記入してください（この情報が不明の場合は、このブロックに“unknown”[不明]と記入してください）：
- (A) 航空機の種類と型式番号；
 - (B) 予定されている所有者の名前と営業所所在及び所有者の国籍；並びに
 - (C) 航空機の登録国又は登録予定国。

(3) 運航中の船舶及び航空機

運航中の船舶又は航空機に向けて品目（船舶又は航空機の貯蔵品、補給品及び装備品を含む）を輸出又は再輸出するために輸出許可申請書を提出しようとする場合、運航中か修理中かにかかわらず、輸出許可申請書に以下の情報を含めなければなりません：

- (i) ブロック 18 に、所有者の名前、船舶又は航空機の名称、及び（該当する場合）当該品目が米外国において積み込まれる港又は碇泊地を記入してください；
- (ii) ブロック 18 に、輸出許可申請書の提出時に、船舶又は航空機が当該品目を積み込む場所が不確定な場合ではあるが、当該品目がカントリーグループ D:1 又は E:2 にリストされる国（EAR § 740 付則 1 参照）には出荷されないことが分かっている場合、以下の申告書を記入してください：
Uncertain; however, shipment(s) will not be made to Country Groups D:1 or E:2
[未定；ただし、カントリーグループ D:1 又は E:2 には出荷しません。]
- (iii) 船舶については、本付則の (j) (1) (ii) 項で定める情報を、航空機については、本付則の (j) (2) (ii) 項に記載される情報を提示してください。

(k) 地域安定規制品目

(1) 地域安定理由で規制される品目であって、カントリーチャートで RS Column 1 のもとに輸出許可の対象となるものを輸出又は再輸出するための輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に全部揃った技術仕様書を添付しなければなりません。

(2) 契約書に基づいて政府系最終需要者より指定された者に対する ECCN 2A984、2D984 及び 2E984 で規制される品目のオーストリア、キプロス、フィンランド、アイルランド、イスラエル、マルタ、メキシコ、シンガポール又はスウェーデンへの輸出又は再輸出を行うための輸出許可申請書をあなたが提出しようとする場合、上記の指定された者に輸出するためのあなたの輸出許可申請書には、§ 742.6(b)(2)(ii)における輸出許可方針が適格であるとする政府系最終需要者からの申告書を含めなければならない。指定された最終需要者を代表する責任のある役員が、その申告書に署名しなければならない。

“責任のある役員”は、申告書に含まれる情報を身をもって理解しており、代表して署名を行うところの指定された最終需要者を束ねる権限を持つ者であって、かつ、輸出許可された品目の使用と処分を統括する権力と権限を有する者として定義される。当該者がそのように指定された者であることの政府系最終需要者からの申告書（すなわち、この (k) (2) 項に従って提出される添付書類）は、§ 742.6(b)(2)(ii)の輸出許可方針に従って審査される輸出許可申請書についての以下の3つの基準について述べなければならない：

- (i) 米国土安全保障省（DHS）の顧客契約番号又は契約参照番号、最終需要者名（企業）、漏れなく記入された所在地（通りの住所、都市、州、国及び郵便番号を含む）、最終需要者の連絡窓口（POC）；
- (ii) 簡潔な契約内容の説明（DHS プロジェクト情報及び予測される成果を含む）；並びに
- (iii) 申告書には、「この申告書のすべての申立ては我々の知る限りにおいて真実で正確であり、かつ、上述の申告内容と相反するいかなる追加的な表明について承知していないことを我々は保証する」と記述した保証を含めなければならない。

(l) 再輸出

米国から特定の外国の仕向地への輸出に輸出許可が必要な品目が、承認が必要な第三の仕向地に再輸出されることを知っている場合、輸出許可申請書に、そのような要求内容を記載しなければなりません。輸出許可申請書のブロック 24 に、再輸出される国を明記しなければなりません。輸出許可が不要だが、再輸出について輸出許可が必要な場合、再輸出許可の申請を行なうことができますし、あるいは輸出許可申請を行わず、荷受人に再輸出の許可を求める必要があることを通知することができます。

(m) ロボット

ECCN 2B007 又は 2D001 で規制される品目（ロボット、ロボット制御装置、エンドエフェクター又は関連ソフトウェアを含む）の輸出又は再輸出の輸出許可申請書を提出しようとする場合、ブロック 24 に以下の情報を提示しなければなりません：

- (1) ロボットが視覚システムを備えているか否か、並びにその製造番号、型式及び型番を明示してください；
- (2) ロボットが爆発性を有する軍需品環境[防爆構造]の国家安全規格に適合するように特別に設計されているか否かを明示してください；
- (3) ロボットが屋外での用途のため特別に設計されているか否か、そしてロボットがそれらの用途についての軍の仕様を満たしているか否かを明示してください；
- (4) ロボットが電磁パルス (EMP) 環境で動作するために特別に設計されているか否かを明示してください；
- (5) ロボットが 通常の産業（即ち、核関連以外の産業）の放射線照射に耐える必要性を超える耐放射線特性として特別に設計又は定格されているか否か、並びにその定格値（単位：グレイ（シリコン換算））を明示してください；
- (6) ロボットのプログラム命令又はデータを生成又は変更するためのセンサー、イメージ処理又は情景解析を用いるロボットの能力について説明してください；
- (7) ロボットが核関連産業／製造において使用可能となる方法について説明してください；並びに
- (8) ロボットの制御装置、エンドエフェクター又はソフトウェアが、ECCN 2B007 で規制されるロボットのために特別に設計されたものであるか否か、及びその理由を明示してください。

(n) 供給不足物資規制品目

供給不足物資理由で規制される品目を輸出するために輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書の作成に関する指示事項について EAR § 754 を調べなければなりません。

(o) 技術

(1) 輸出許可申請の指示事項

技術の輸出又は再輸出のために輸出許可申請書を提出しようとする場合、ブロック 6 の“Letter of Explanation”[説明書] と標記したチェックボックスにチェックし、ブロック 9 に字句“Technology”を記入し、ブロック 22(e) と (i) を空白のままとし、さらに、ブロック 22(j) に技術を具体的に述べる一般的な説明（例えば、青写真、マニュアルなど）を記入してください。

(2) Letter of explanation [説明書]

技術の輸出又は再輸出に対する各輸出許可申請書には、総合的な説明書を添付しなければなりません。この説明書には、当該取引の漏れのない開示のために、すべての事実（次の情報のうち該当するものを含む）を記述しなければなりません：

- (i) すべての取引当事者の特定；
- (ii) 技術が使用される正確なプロジェクトの場所；
- (iii) 輸出又は再輸出される技術の種類；
- (iv) 輸出又は再輸出が行なわれる形態；
- (v) データが使用される用途；
- (vi) 当該技術を用いて製造されるすべての品目のプロセス、製品、サイズ及び生産能力についての説明、又は、もし該当する場合、伝送されるデータを正確に概説し、定義し、限定するその他の説明（“技術範囲”）；並びに
- (vii) 類似する外国技術の米国外での入手可能性。

(3) 特別条項

(i) 国家安全保障理由で規制される技術

カントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 にリストされていない国（EAR § 740 付則 1 参照）に、国家安全保障理由で規制される技術を輸出するために輸出許可申請書を提出しようとする場合、荷受人が、事前に BIS の認可を取得しない限り、いかなる仕向地にも故意に技術を再輸出しないこと、或いは、カントリーグループ D:1、E:1、又は E:2 にリストされている国（EAR § 740 付則 2

参照) に直接又は間接に、技術の直接製品を輸出しないことを誓約する最終荷受人からの書状のコピーを、請求があり次第、BIS に提出しなければなりません。荷受人から確約書 (letter of assurance) が得られない場合、あなたは誓約書がなぜ得られなかったかについて、あなたの輸出許可申請書の中で申し立てなければなりません。

(i) 海洋原子力推進プラント及び関連品目

海洋原子力推進プラント及び関連品目 (海洋 (民生用) 原子力推進プラント、それらの地上設置プロトタイプ及びそれらの建設、サポート又は維持のための専用の施設 (そのようなプラント又は施設で使用するために特別に開発又は設計された機械、機器、部分品又は装置を含む) を含む) に関連する技術を輸出又は再輸出するために輸出許可申請書を提出しようとする場合、輸出許可申請書に以下の情報を含めなければなりません :

- (A) 当該技術が提供される外国のプロジェクトの説明 ;
- (B) 申請者、申請者のコンサルタント及び申請者の下請業者により提供されるべく計画された役務の範囲の説明 (開示されるすべての設計データを含む) ;
- (C) 当該技術を議論したり開示したり或いは当該技術の設計若しくは開発に関わる申請者、申請者のコンサルタント及び申請者の下請業者のすべての要員の名前、住所及び肩書き ;
- (D) 当該技術を議論したり開示したりする期間の開始日及び終了日、並びに申請者が BIS に提出する報告 (輸出許可の期間において話し合われたり開示される技術を詳細に記述した報告) の提起するタイムスケジュール ;
- (E) 以下の保証 :

私 (我々) は、この輸出許可申請が許可されれば、私 (我々) 及び輸出許可を受けるプロジェクトに関して我々が雇用したり、かかえているコンサルタント、下請業者又はその他の者は、米国海軍の核推進プラントに関する技術を直接的であれ間接的であれ、他の者に話したり開示したりしないことを保証します。更に、私 (我々) は、この輸出許可申請の結果として与えられる輸出許可のもとに行う技術の特定の伝達又は開示に関して要求される可能性があるすべての報告と情報を、産業安全保障局に提出することを保証します。
- (F) 申請者、申請者のコンサルタント及び下請業者の要員が、米国海軍の核推進プラントに関する技術を他の者と話合ったり開示したりしないことを確実にするために講じる手段の説明 ; 並びに
- (G) 本付則の (o) (3) (i) 項で定めるところにより、外国の輸入者からの書面での誓約書。

(p) 一時的輸出又は再輸出

許可例外 TMP (EAR § 740.9 (a) 参照) の一時的な輸出及び再輸出の条項が適用できない品目の一時的な輸出又は再輸出について輸出許可申請書を提出しようとする場合、ブロック 24 に、以下の保証を含めなければなりません。この輸出許可申請書に記載した品目は、(例えば、デモンストレーション、テスト、展示会などの目的を記入) のために、一時的に輸出 (又は再輸出) され、許可された目的のためにのみ使用され、かつ、産業安全保障局より書面で他の処分が認められた場合でない限り、その一時的な目的が終わり次第、米国 (又は、もとの国) に返還し、決して輸出 (又は再輸出) の日から一年以上は遅れることはありません。

(q) ECCN 1C350 で CW 理由により規制される化学製剤

§ 748 で義務付けられている添付書類に加えて、ECCN 1C350 で CW 理由により規制される化学製剤を非加盟国 (EAR § 745 付則 2 にリストされていない仕向地) に輸出するためには、荷受人から最終用途証明書も入手しなければなりません。EAR を § 745.2 参照してください。最終用途証明書に加えて、さらに添付書類として最終荷受人及び購入者による申告書 (様式 BIS -711P) を入手することが義務付けられる場合があります。EAR § 748.9 及び § 748.11 を調べてください。

(r) 番号分類請求

本項の指示事項に従わなかった場合、あなたの番号分類請求の検討が遅れる場合があります。

- (1) [Reserved]
- (2) 番号分類請求

本章の付則 1 の指示事項に従って、ブロック 1 から 4、14、15、22 及び 25 に記入してください。ブロック 6、7、8、10 から 13、18 から 21 及び 23 を空白のままにしてください。以下に示されるブロックについて指定される指示に従ってください。

(i) ブロック 5 (Type of Application[申請の種別]) の“classification[番号分類]” (電子提出の場合には“commodity classification[貨物番号分類]”) と標記したチェックボックスに、(x) を記入してください。

(ii) ブロック 9 (Special Purpose[特別目的])

(A) SNAP-R により提出する場合、“EAR § 740. 17 又は § 742. 15 で義務付けられる暗号についての情報を提出する場合ここをチェックしなさい”と表示したチェックボックスにチェックマークをつけてください。

(B) SNAP-R のドロップダウンメニューから以下を選択してください：

(1) 特定の許可例外 ENC 条項 (EAR § 740. 17 (b) (2) 又は (b) (3)) に対して暗号番号分類請求を提出しようとする場合は、“License Exception ENC[許可例外 ENC]”；

(2) 特定のマスマーケット暗号品目 (EAR § 740. 17 (b)) について暗号番号分類請求を提出しようとする場合は、“Mass Market Encryption[マスマーケット暗号]”。

(3) その他の理由で提出しようとする場合は、“Encryption-other[暗号—その他]”。

(s) [Reserved]

(t) [Reserved]

(u) 一時寄航中の航空機及び船舶

申請書が一時寄航中の旅客機又は客船のためのものである場合、Box22(g) (単価) 及び Box22(h) (総価額) に、0 ドルとして航空機又は船舶の価額を記載してください。Box23 (申請書のドル総価額) に、同じ申請書に含まれている航空機又は船舶以外の品目の総価額を記入してください。申請書が一時寄航中の航空機又は船舶用のものである場合にのみ、0 ドルと記入してください。

(v) 国内における移転

国内における移転を請求するためには、BIS-748P(多目的申請書)様式のブロック 9 (Special Purpose) に、“in-country transfer”[国内における移転]と明示し、ブロック 5 (Type of Application) [申請の種類] の“Reexport”にマークしなければなりません。申請書に、元々の最終荷受人と新規の最終荷受人双方の同じ外国名についても明示しなければなりません。

(w) “600 シリーズ”の最終品目に対する許可例外 STA の適格性請求

“600 シリーズ”の最終品目に対し、§ 740. 20(g) に基づいて許可例外 STA の適格性請求を要求するには、ブロック 5 (申請の種類) の“export”のチェックボックスに (x) を記入しなければならない。ブロック 6 (申請書に添付する書類) の“Other”のチェックボックスに (x) を記入し、“STA request”の字句を記入しなければならない。ブロック 22 に特定の“600 シリーズ”の ECCN を記入しなければならない。ECCN に加えて、STA の適格性に関して決定を行う米国政府のために十分な情報を提供する必要がある。これは、単に最終品目の説明を行うよりもより多くを提出することが求められる。特に、たとえば、その最終品目が米国に重大な軍事上若しくは諜報上のアドバンテージを与えない又はその品目がレジームの共同国若しくは緊密な同盟国でない国において入手可能であると確信する理由についての裏付け情報を提供することが必要となる。もし知っているなら、当該最終品目が友好同盟国及びレジーム協力国の輸出規制の法律及び規則で規制されているか否か、及びもし規制されているならどのように規制されているかに関する情報を提供することも必要となる。上述の情報の一部を提供できない場合でも、米国政府はその請求を評価する (米国政府が入手できるだけのリソース及び情報を使用することを含む)。しかし、そのような請求を提出しようとする際に、これらの許可例外 STA の適格性請求の評価において米国政府に協力するため、上記の基準に基づいてできる限り多くの情報を提供することが推奨される。それに加えて、妥当な“600 シリーズ”の ECCN において当該最終品目を記述する際に BIS が使用することを提案する文章並びに当該請求が § 740. 20(g) に基づいて承認される可能性があることを期待して、§

740.20(g)(5)(i)で言及されるオンラインテーブルを BIS に提供しなければならない。許可例外 STA の適格性請求を米国政府が審査する際に関連すると確信する補足情報を、裏付け資料の一部として又は輸出許可申請書に添付する補足的な別個の裏付け資料として、提出することができる。

(x) 以前に ITAR の輸出許可又はその他の輸出許可権限のもとに承認された取引と同等の“600 シリーズ”の品目に対する輸出許可申請書

(x) 9x515 又は“600 シリーズ”を含む取引であって、以前に ITAR の輸出許可又はその他の認可に基づいて承認された取引と同等のものに対する輸出許可申請書。

9x515 又は“600 シリーズ”の品目に対する輸出許可申請書の米国政府の審査が、あわせて以前に承認された ITAR の輸出許可又はその他の認可を考慮することを請求するには、申請者は BIS の輸出許可申請書のブロック 24 に国務省の輸出許可番号又はその他の承認識別記号も記入しなければならない (§ 748 付則 1 のブロック 24 の説明を参照のこと)。

(x) 項の注: (x) 項のもとに提出された輸出許可申請書は、さらに、§ 750 (§ 750.3 及び § 750.4 を含む) で特定される輸出許可審査手続き及びスケジュールに従って審査される。申請者は、以前に承認された国務省の輸出許可又はその他の認可を記入することは、それぞれの申請書が、提出の時点でのそれ自体のメリットに関して審査されるので、輸出許可審査のプロセスに何の影響も及ぼさない可能性があることを知らされている。しかし、場合によっては、以前の輸出許可の履歴は、結果として輸出許可申請書がより迅速に審査されることに結びつく可能性がある。

(y) 人工衛星の輸出

(1) 北大西洋条約機構 (NATO) の加盟国ではない国又は米国の非 NATO 主要同盟国 (22 CFR § 120.31 及び § 120.32 で定義されている) ではない国における打ち上げ若しくはそれらの国による打ち上げのための ECCN 9A515.a で規制される人工衛星の輸出許可申請書には、申請時点で又は輸出若しくは再輸出の前に申請時点で又は輸出若しくは再輸出の前に以下のものが整うことを確約する申告文が整うことを確約する申告文を含めなければならない:

(i) 国防総省により認可された技術移転管理計画及び国家安全保障局により認可された暗号技術管理計画、又は国防総省との事前協議を反映した草案及び当該草案の作成に精通している米国政府の担当官を特定する情報; 並びに

(ii) 発射行為のモニタリングについての国防総省との取り決めのエビデンス。

(2) ECCN 9A515.a で規制される人工衛星を北大西洋条約機構 (NATO) の加盟国又は米国の非 NATO 主要同盟国 (22 CFR § 120.31 及び § 120.32 で定義されている) 国における打ち上げ若しくはそれらの国による打ち上げのための輸出に対する輸出許可申請書には、申請時点で又は輸出若しくは再輸出の前に以下のものが整うことを確約する申告文を含めなければならない:

(i) 国防総省により認可された技術移転管理計画及び国家安全保障局により認可された暗号技術管理計画、又は上記の計画が必要とされないとする国防総省からの文書; 並びに

(ii) 発射のモニタリングについての国防総省との取り決めのエビデンス又はそのモニタリングが必要とされないとする国防総省からの文書。

(y) 項の注 1: 人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の管轄権の状況、所有権、又は原産国にかかわらず、ITAR は、米国人による (a) 打ち上げ用の飛しょう体への人工衛星若しくは宇宙空間用の飛しょう体の組み込み又は (b) 打ち上げ失敗の分析に直接的に関連する外国人への援助 (訓練を含む) の提供を、“防衛役務”として規制する。(22 CFR 121 のカテゴリー IV(i) 及び XV(f)、並びに 22 CFR 124.15 を参照のこと)。

§ 748 付則 3—最終荷受人及び購入者による申告内容の要求事項

会社のレターヘッドでの申告書が § 748.11 (a) で規定される最終荷受人及び購入者による申告書取得の要求事項を満たすために使用される場合、本付表の (a) 項で規定される要求事項に従いなさい。様式 BIS-711 が上記の要求事項を満たすために使用される場合、本付表の (b) 項で規定される要求事項に従いなさい。

(a) 会社のレターヘッドでの申告書

次の各基準に対応した情報が申告書に含まなければならない。いずれかの情報が不明な場合、その事実が申告書で開示されなければならない。申告書で与えられた予め印刷された情報（レターヘッド又は注文書の様式上にある最終荷受人又は購入者の名称、所在地、又は事業内容を含む）は容認できるが、輸出許可申請書で記載された署名者の識別情報、最終仕向国、又は品目の最終用途については、いずれもエビデンスとはならない。

(1) 1 の欄。その申告が単一の輸出許可申請として提示されたものであるか複数の輸出許可申請として提示されたものであるかによって、次の証明のうちの一つが記載されなければならない：

(i) Single[単一]

この申告は、[申請者の名前及び住所]により提出された輸出許可申請の一部とみなされる。

(ii) Multiple[複数]

この申告は、その申告書に署名された日から 4 年間まで、[申請者の名前及び住所]により提出されたすべての輸出許可申請の一部とみなされる。

(2) 2 の欄。次の証明の一つ以上が記載されなければならない：

もし次の申告書に関連する事実のいずれかが不明である場合、このことを明確に記述すべきことに注意しなさい。

(i) [申請者の名前] が提出する輸出許可申請書に係る品目は、受領されたそのままの形態で [国名] における製造工程の主要な設備として、我々により使用されるものであって、再輸出されたり、最終製品に組み込まれたりすることはない。

(ii) [申請者の名前] が提出する輸出許可申請書に係る品目は、[1 国又は複数国の国名リスト] での流通のため、[国名] において製造される以下の製品 [製品リスト] に、我々により、加工又は組み込まれるものである。

(iii) [申請者の名前] が提出する輸出許可申請書に係る品目は、[国名] において使用又は消費されるために、受領されたそのままの形態で、我々により再販されるものである。

(iv) [申請者の名前] が提出する輸出許可申請書に係る品目は、受領されたそのままの形態で、我々により [1 国又は複数国の国名] に再輸出されるものである。

(v) [申請者の名前] から受領される品目は、[品目の用途について十分に説明しなさい] するものである。

(3) 3 の欄。次の二つの証明が記載されなければならない：

(i) 我々の業種は、[以下が選択可能；ブローカー、流通業者、加工業者、製造業者、卸売業者、小売業者、付加価値再販業者、OEM 企業、その他] である。

(ii) 我々の [申請者の名前] とのビジネス関係は、[以下が選択可能；契約関係、フランチャイズ、流通、卸売、継続的で定期的な個別ビジネス、その他] であり、我々は [年数] の間、このビジネス関係を有している。

(4) 4 の欄。最後の欄には、次のすべての証明を含めなければならない：

(i) 我々は、この申告書に含まれるすべての事実は、我々の知る限りにおいて真実で正確であって、上記の申告と相反するいかなる追加の事実も知らないことを証明する。われわれは、この申告書が作成され [申請者の名前] に送付された後に生じた、この申告書に記載の事実や意図の重大な変更について、これを開示する置き換えの申告書を、直ちに [申請者の名前] に送付するものとする。この申告書に関連して、誤った申告をしたり、重大な事実を隠蔽したりすれば、結果として禁固刑又は罰金又はその両方が科せられ、米国の輸出又は再輸出への参加を全面的又は部分的に拒絶される可能性があることを我々は承知している。

(ii) 米国輸出管理規則又は産業安全保障局から書面での認可により明確に承認されている場合を除いて、われわれは、この申告書により裏付けられる輸出許可証で承認された品目を、次の (A) 又は

(B) に対して再輸出、再販売又はその他の方法での処分を行わない。

(A) 輸出者により我々が知らされたところにおいて、輸出が承認されていない国を仕向地とする場合；又は

(B) いずれかの者に対して、結果として、直接的若しくは間接的に、この申告書での説明に反した、或いは米国輸出管理規則に反した当該品目の処分につながると確信する根拠がある場合。

(iii) 添付書類としてこの申告書が受理されたとしても、たとえ我々が再輸出又は移転（国内における移転）の意図を示した場合があっても、受領されたそのままの形態で品目を再輸出又は移転（国内における移転）することを BIS が認可したものと解釈できないこと、並びに、再輸出（又は国内における移転）の認可は、この申告書で提供した情報にもとづく輸出許可において与えるものではなく、輸出許可申請書での明確な要求の結果として与えられるものであることを我々は理解している。

(b) 様式 BIS-711

様式 BIS-711 は、<http://www.bis.doc.gov/index.php/component/rsform/form/21-request-bis-forms?task=forms.edit> で入手できます。様式 BIS-711 の作成に関する指示事項は、以下に記載されています。最終荷受人及び購入者は、様式 BIS-711 の判読できるコピーに署名することができます。そのコピーに記載されているすべての情報が判読できる場合、最終荷受人及び購入者が原本の様式 BIS-711 に署名することを要求する必要はありません。すべての情報は、それぞれの適切なブロック又はチェックボックスにタイプ打ち又は判読できるようにプリントアウトしなければなりません。

(1) Block 1: Ultimate Consignee [最終荷受人]

最終荷受人は、実際に Block 2 で申告される充当のため資材を受け取る米国外の者でなければなりません。銀行、運送業者、運送代理店やその他の仲介者は最終荷受人とは認められません。

(2) Block 2: Disposition or Use of Items by Ultimate Consignee named in Block 1 [Block 1 で指定された最終荷受人による品目の充当又は使用]

"A."、"B."、"C."、"D."及び"E."のうち該当するチェックボックスに(X)を記入し、必要な情報を記入してください。

(3) Block 3: Nature of Business of Ultimate Consignee named in Block 1 [Block 1 で指定された最終荷受人の業種]

"A"及び"B"の両方に記入してください。

"A"[通常の業種]で選択可能なものには、以下のものが含まれます：

ブローカー、流通業者、加工業者、製造業者、卸売業者、小売業者、付加価値再販業者、OEM 企業、その他。

"B"[米国企業との業務関係]で選択可能なものには、以下のものが含まれます：

契約関係、フランチャイズ、流通、卸売、継続的で定期的な個別ビジネス、その他。

(4) Block 4: Additional Information [追加情報]

この様式の他の箇所では出てこないその他の情報であって、例えば、取引における他の当事者、及びこの申告書により裏付けされる輸出許可申請書を検討する際に価値がある可能性があるその他の重要な事実を提示してください。

(5) Block 5: Assistance in Preparing Statement [申告書の作成補助者]

この様式の作成を手伝ったすべての者（最終荷受人又は購入者の従業員を除く）の名前を挙げてください。

(6) Block 6: Ultimate Consignee [最終荷受人]

必要な情報を記入し、この申告書にインクで署名してください。（最終荷受人の定義については、本章の § 748.5(e) を参照してください。）

(7) Block 7: Purchaser [購入者]

この様式は、購入者が Block 1 で特定される最終荷受人と同じでない場合、購入者によってインクで署名されなければなりません。（購入者の定義については、本章の § 748.5(c) を参照してください。）

(8) Block 8: Certification for Exporter [輸出証明書]

このブロックは、Block 6 の最終荷受人及び Block 7 の購入者により署名された以降は、この様

式において、いかなる訂正、追加又は変更もされないことを保証するために記入しなければなりません。

§ 748 付則 5 米国の輸入証明書及び通関証明書事務処理要領

米国は、輸入証明書／通関証明書事務処理要領に関与しています。この事務処理要領のもとで、米国の輸入者は、時々、外国の供給者に米国政府により押印認可された米国国際輸入証明書を提供することを要求されます。この証明書は、この証明書によってカバーされる品目が米国経済に輸入され、かつ、米国の輸出管理規則により許可される場合を除いて、再輸出されないことを輸出者の国の政府に告知します。さらに、ある場合には輸出者の国の政府が通関証明書を要求する場合があります。この事務処理要領のもとで、米国税関は、品目が米国経済に入ったことを確認する証明書に押印して証明します。米国の輸入者は、外国の輸出者にこの証明書を返送しなければなりません。本付則は、これらのプログラムの双方に関する BIS の事務処理要領及び要求事項を制定するものです。本付則の (a) 項は、米国の国際輸入証明書手続きの要求事項及び事務処理要領を記載しています。本付則の (b) 項は、通関証明書手続きの要求事項及び事務処理要領を記載しています。

(a) 米国国際輸入証明書

あなたが米国の輸入者である場合、外国の供給者が、あなたに米国輸入証明書を取得するよう要求する場合があります。この要求の根拠は、輸出者の国の政府が輸出許可証の発行の条件として米国の輸入証明書を要求しているからです。この証明書を取得するため、米国国際輸入証明書様式（様式 BIS-645P/ATF-4522/DSP-53）に記入し、完成のうえ、あなたが輸入している品目を管轄している米国政府機関に提出しなければなりません。そうすることで、あなたは、当該品目を管轄している米国政府機関の明確な承認を受けて、証明書で記述された品目を米国に輸入すること、或いはこのように輸入しない場合にあっては、他の仕向地に転用したり、移送したり或いは再輸出しないことを、米国政府に表明をしていることとなります。（品目が米国に入ってくるとの表明は、その後米国経済に投入されるため、外国貿易地域での一時的な品目の積み降ろしについて除外しません。）証明書に記載される品目が米国商務省の管轄下にある場合、商務省は証明書を押印して証明の上、その証明書をあなたに返送します。その後、あなたは外国の供給者に証明書を送ることができます。このようにして、輸出国政府は、品目が米国の輸出管理法の対象になることを確信します。

(1) 米国商務省が国際輸入証明書を発行する品目及び使用すべき様式

商務省は、以下の種類の品目について、米国国際輸入証明書を発行します。

(i) 国家安全保障理由で規制される品目

BIS の輸出許可の管轄下にある品目のうち、商務省規制品リスト（EAR § 774 付則 1）で国家安全保障理由により規制されるものとして特定されるもの。漏れなく記入された様式 BIS-645P/ATF-4522/DSP-53 を、3 通提出しなければなりません；

(ii) 核関連装置及び材料

原子力規制委員会の核関連装置及び材料に関する輸出許可権限の対象となる品目（10 CFR Part 110 参照）。漏れなく記入された様式 BIS-645P/ATF-4522/DSP-53 を、4 通提出しなければなりません；並びに

(iii) 軍需品品目

米国の軍需品リスト（22 CFR Part 121 参照）にリストされている品目であって、より限定された米国軍需品輸入リスト（27 CFR 47.21）に記載されていないもの。漏れなく記入された様式 BIS-645P を、3 通提出しなければなりません。米国の軍需品リストに掲げる品目を含む三国間取引（本付則の (a) (5) 項参照）については、国務省防衛取引管理部に連絡し、様式 BIS-645P/ATF-4522/DSP-53 を用いなければなりません。米国軍需品輸入リストに記載されている品目については、財務省アルコールタバコ小火器局に連絡しなければなりません。様式 ATF-4522 を用いなければなりません。

(2) 様式の提出先

米国国際輸入証明書及び証明書の修正依頼文は、押印確認のため、以下の場所に本人が出向くか郵便のいずれかで提出することができます。

(i) 宅配便送付先：

Bureau of Industry and Security [産業安全保障局],
Room 2099B, 14th Street and Pennsylvania Ave., NW., Washington, DC 20230,
Attn: Import Certificate Request [宛：輸入証明書請求]；又は

(ii) 以下の商務省の米国及び外国の商務部地方支局の一つに本人が出向くか郵送により提出：

Boston, MA
Buffalo, NY
Chicago, IL
Cincinnati, OH
Cleveland, OH
Dallas, TX
Detroit, MI
Houston, TX
Kansas City, MO
Los Angeles, CA
Miami, FL
New Orleans, LA
New York, NY
Philadelphia, PA
Phoenix, AZ
Pittsburgh, PA
Portland, OR
St. Louis, MO
San Francisco, CA
Savannah, GA
Seattle, WA
Trenton, NJ

(3) 米国国際輸入証明書の有効期間

米国国際輸入証明書は、米国商務省により証明された日から 6 か月以内に、外国政府に提出しなければなりません。この 6 か月の期間の満了により、証明書を得る際に行われた約束を果たす輸入者の責務に、決して影響を及ぼすことはありません。証明書が有効期限前に輸出国政府に提出されない場合、輸出者は新しい証明書を申請しなければなりません。未使用の米国国際輸入証明書の原本は、本付則の (a) (2) (i) 項で指定される所在地にある BIS に返送しなければなりません。

(4) 証明書又は修正案の申告内容は、引き続き効力を有していることの米国政府への表明です。

(i) 米国国際輸入証明書又はその修正案において行われるすべての申告及び表明内容は、証明書に記述された取引が完了し、当該品目が輸入国経済に納入されるまで、現存し続けているものとみなされます。

(ii) 証明書に記述された取引に関する事実又は目的のいかなる変更についても、直ちに修正された証明書を提出することにより米国の輸入者により BIS に開示されなければなりません。修正された証明書には、すべての変更点を記述し、BIS の証明印のある原本の証明書を添付しなければなりません。原本の証明書が外国の輸出者に渡されていた場合、可能であれば、修正を申請する前に原本の証明書の入手を試みなければなりません。外国の輸出者が原本の証明書をしかるべき外国政府に提出していた理由により或いはその他の理由により入手できない場合、原本の証明書が提出できない理由を述べた書面による申告書を修正案と一緒に提出しなければなりません。

(5) 三国間貿易の証明書（品目が米国に投入されないか、品目が米国に投入されることに申請者が確信を持っていない場合）

(i) 国際的な慣例に従って、BIS は、請求があり次第、輸出国政府に対する通告、すなわち、米国の輸入者が当該品目が米国に輸入されるか否かが断定できないか、或いは当該品目が米国に輸入されないことを承知しているが、いかなる場合であっても、EAR に従う場合を除いて、他のいずれの仕向地にも配送されないことの通告として、証明書に三角形の標章を押印する。

(ii) 米国国際輸入証明書を保証する三角形の標章は、それ自体は、外国の荷受人に品目を移転又は販売することに対する BIS の承認ではありません。米国国防総省により米国外で売却される外国の余剰資産を対象とする三国間貿易の証明書は発行されないことに注意してください。

(6) 米国国際輸入証明書のもとで出荷を行う前の、外国の荷受人への品目の輸出承認

米国国際輸入証明書（三角形の標章の有無を問わない）で対象とする品目が米国又はカナダ以外の仕

向地に出荷されるか、外国の購入者に販売される可能性がある前であって、かつ、当該品目の所有権又は占有権が外国の譲受人に移転される可能性がある前に、BIS の書面による承認が必要です。当該品目が証明書で示される保証に従って出荷された後において、或いは当該出荷、販売、占有権の移動若しくは所有権の移動時点で、EAR の許可例外又は NLR の条項が当該取引を是認する場合、この要求事項は適用されません。

- (i) 事前承認が必要な場合、出荷開始の許可を求める書状を、本付則の (a) (2) (i) 項に掲載されている宛先で、BIS に提出しなければなりません。
- (ii) 書状には、証明書番号、発行日、発行局の所在地、全取引のすべての当事者の名前、住所及び身元証明並びに品目の数量、ドル価額及び説明を記載しなければなりません；書状には、米国国際輸入証明書及び EAR § 748 で特定される品目及び最終仕向国に関して EAR で義務付けられている他のすべての書類を添付しなければなりません。EAR § 748 で規定する要求事項が取引に適用されない場合、あなたの書状において品目の目的とする最終用途を特定しなければなりません。
- (iii) 書状による請求が承認され、外国の輸入証明書が添付されている場合、購入者又は譲受人が当該品目を再販若しくは再移転するのに、BIS からの更なる承認を必要としません。しかし、外国の輸入証明書が添付されていなかった請求を BIS が承認した場合、承認を与えられた者は、当該品目は承認された仕向地にのみ出荷されること、並びに、BIS の承認なしには当該品目のその他のいかなる処分も許可されないことを、購入者又は譲受人に対して、書面で通知することが義務付けられています。
- (iv) 取引が承認された場合、米国の購入者の記録保管のために、押印認可された認可書が米国の購入者に送付されます。DV (通関証明書) 又は他の公式の政府の通関確認書が必要な場合、認可書にその旨が指示されます。
- (v) 証明書によって対象とする品目が米国以外の仕向地に輸入された場合であって、かつ、当該品目の外国の輸出者が通関証明書を要求する場合、証明書を入手した者は、実際の輸入国において当該品目が配送された先の者から DV を入手しなければなりません。(DV が入手できない場合、他の公式の政府の通関確認書を入手しなければなりません。) DV 又は他の公式の政府の通関確認書は、米国国際輸入証明書の番号、発行日及び発行局の所在地を示す説明書と共に BIS に提出しなければなりません。その後、BIS は様式 ITA-6008 (通関順守通知書) 2 部を発行します、このうち原本は、当該品目の出荷に関して米国政府の要求事項が満たされたことの輸出国に対する証拠としての役目を果たすために、輸出元の国に送り届けなければなりません。
- (vi) 他の米国の購入者への品目の引渡し、販売又は移転
 - (A) 米国国際輸入証明書で対象とする品目は、当該品目が米国 (若しくは、本付則の (a) (5) 項で規定する承認された外国の仕向地) に引渡される前に、他の米国の購入者又は譲受人に販売されたり、当該品目の占有権又は所有権を移転することができません (ただし、本付則の (a) (6) 項で定められている条項に従う場合を除きます)。本項の条項は、当該品目が、証明書で示される保証に従って引渡された後では、適用されません。
 - (B) 他の米国の購入者又は譲受人への再販又は移転は、バイヤー又は譲受人が EAR § 766 付則 11 でリストする場合においてのみ、BIS の事前承認が必要です。しかし、証明書を入手する者としてのあなたは、取引に関係する事実又は目的のいかなる変更についても BIS に通知することが義務付けられており、さらに、すべての事案において EAR に従って品目を出荷する責任を負っています。すべての事案において、販売又は移転を行う前に、購入者又は譲受人より次の (1) 及び (2) の書面による受諾を得ること及び EAR § 762 に掲載する記録保管条項に従ってあなたのファイルに保管することが義務付けられています：
 - (1) 証明書の所有者により負われる義務、及び EAR のもとに課せられるすべての義務；並びに
 - (2) その後のすべての販売又は移転が同じ条件の対象になることの保証。
 - (C) 証明書の所有者の通関証明書を入手する責務は、品目が米国の購入者に再販される事案にも適用されます (本付則の (b) (1) 項参照)。
- (vii) 米国国際輸入証明書の条項のもとに米国に輸入された米国品目の引渡しの後の当該品目の再輸出又は積替えは、許可例外 TMP の in transit [米国を通過して輸送中の品目] 条項 (EAR § 740.9(b) (1) 参照) において、いかなる仕向先にも再輸出することはできません。しかし、米国国際輸入証明書のもとに米国に出荷された外国原産品目の再輸出には、米国国内原産品目に適用さ

れる EAR の他のすべての条項が適用されるものとします。

(viii) 紛失又は破棄された米国国際輸入証明書

米国国際輸入証明書が紛失又は破棄された場合、もともとの請求と同じ方法で（原本の証明書が紛失又は破棄された状況を詳述し、かつ、次の(A)及び(B)を保証する書状を様式に添付しなければならないことを除く）、新しい様式 BIS -645P/ATF-4522/DSP-53 を、本付則の(a) (2) (i) 項にリストされている地方支局のいずれかに提出することにより、原本の米国国際輸入証明書を行使した米国に所在する者により副本を入手することができます：

- (A) (外国の輸出者の名前及び住所) から輸入するため (米国の輸入者の名前及び住所) に発行された原本の米国国際輸入証明書 No. _____, dated _____ は、紛失又は破棄されました；そして
- (B) 原本の米国国際輸入証明書が見つかった場合、申請者は証明書の原本又は副本を産業安全保障局に返送することに同意します。

(ix) 未使用の米国国際輸入証明書

取引が完了せず、米国国際輸入証明書が用いられない場合、取消しのため、証明書を本付則の(a) (2) (i) 項にリストする宛先で、BIS に返送してください。

(b) 通関証明書

米国の輸入者は、彼らの外国の供給者から米国に輸入される品目を対象とする証明された様式 BIS -647P (通関証明書) を彼らに提出することを要求される場合があります。これらの要求は、米国に出荷された戦略上重要な品目が、意図された用途から転用されないことを確実にするために外国政府により行われています。これらの場合において、外国による輸出許可書の発行は、その後に米国の輸入者から通関証明書を受け取れることを条件にしています。従って、あなたが外国の輸出者の通関証明書についての要求に応諾することは、外国の輸出者の当国政府の義務を履行することを確実にし、さらに、将来のあなたとの取引に参画できるように必要です。応諾しなかった場合、あなたの輸出者は、将来の取引を妨げる可能性がある罰則を受ける可能性があります。

- (1) 外国の輸出者に品目の引渡しの確認を提供するために米国の国際輸入証明書を履行する者又は企業の責務には、当該品目が、米国又は承認された外国の仕向地に実際に引渡される前に、他の米国の者又は企業に再販又は移転される場合を含みます。米国の国際輸入証明書を履行する者は、米国の購入者又は譲受人から次の(i)及び(ii)について書面により入手し、さらに EAR § 762 で定める記録保管条項に従ってあなたのファイルに保管しなければなりません：

- (i) 通関証明書（若しくは、通関証明書が入手できない場合、他の公式の政府の税関確認書）又はその書類が BIS に提出されたことの保証のいずれかを購入者又は譲受人に提出する義務の受諾；及び
- (ii) 各々の後続する米国の譲受人又は購入者が同じ義務又は保証を引き受けることの保証。各事案において、販売又は移転を行う者は、米国の購入者又は譲受人に対し、外国からの輸出を対象とする米国の国際輸入証明書の番号を伝達しなければなりませんし、さらに他の米国の購入者又は譲受人に対して、次へ伝えるよう要求しなければなりません。

(2) 通関証明書の作成及び証明

あなたがあなたの外国の輸出者より通関証明書の提供を求められた場合、米国税関局又は本付則の(a) (2) 項にリストする地方支局の一つから様式 BIS -647P を入手し、様式上のすべてのブロック (“To be completed by U. S. Customs Service [米国税関局により記入される]”の見出しのある行より下のブロックを除く) に記入しなければなりません。“Description of Goods [商品説明]”の見出しのあるブロックで用いられる用語は、該当する米国国際輸入証明書に示されるのと同じ用語を記述しなければなりません。作成次第、様式 BIS -647P を正副二通で米国税関局に提出しなければなりません。米国税関局は、輸入が保税倉庫又は国内消費において行われる場合にのみ、様式 BIS -647P の証明を行います。

(3) 証明された通関証明書の処理

輸入者は、外国の輸出者に原本の証明された通関証明書を送付するか、輸出国の指示事項に従って、別な方法でそれを処理しなければなりません。副本は米国税関局により保管されます。

(4) (i) 通関証明書に代わる米国の貨物引渡し受諾通知書の発行

通関証明書の提供を要求される場合であって、外国の輸出者にあなたの顧客名を開示することを望まない場合（例えば、品目が米国に入国する前に、他の者又は企業に再販売又は再移転される場合）、当初に作成した様式 BIS-647P を、貨物引渡し受諾通知書を要求する説明書状と共に、本付則の (a) (2) (i) 項にリストする宛先で、BIS に提出することができます。

(ii) BIS は、品目が米国に輸入されたこと、及び要件を満たす通関証明書が BIS に提出されたことを示す通知書をあなたに提供します。その後、あなたは、あなたの外国の輸出者に、外国政府に提出するための原本の通知書を送り届けなければなりません。通知書のコピーは、EAR § 762 で規定する記録保管条項に従って、あなたのファイルに保管しなければなりません。

(5) (i) 紛失又は破棄された通関証明書

通関証明書が紛失又は破棄された場合、米国の輸入者は次の (A) から (D) を証明する書状を、本付則の (a) (2) (i) 項にリストする宛先で、BIS に提出しなければなりません：

- (A) 原本の通関証明書が紛失又は破棄されたこと；
- (B) 紛失又は破棄された状況；
- (C) 通関申請の種類（保税倉庫又は国内消費）、通関番号、通関日付；及び
- (D) 関連する米国の国際輸入証明書の番号及び発行日。

(ii) BIS は、適切な場合、輸出国政府に対して通関証明書を発行してたことを通知します。

(c) 違反に対する処罰及び制裁

EAR § 764 及び § 736 付則 2 の執行条項は、本付則にで対象とする米国への輸入に関連する取引、並びに本付則の違反に関与する外国及び米国双方の当事者に適用します。EAR § 764 及び § 736 付則 2 の条項のうち、これらの条件によって、“輸出”又は“米国からの輸出”に関連する条項は、本付則で規定される米国への輸入、米国の国際輸入証明書の申請（証明のために米国商務省に提出される様式 BIS -645P）、米国の国際輸入証明書及び通関証明書にも適用され拡張されるものとみなされます。（本付則で定められている書類としての申請書は、EAR § 772 で規定される輸出管理書類の定義の範囲に含まれます。）詳細な情報については、EAR § 764.3 を参照してください。

[RESERVED]

[1999年4月13日現在での協定の現状は、発効していない]

§ 748 付則 7 認証最終需要者 (VEU) の認可 : 認証最終需要者、輸出、再輸出及び移転について適格なそれぞれの品目、並びに適格な仕向地のリスト

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCN による)	適格な仕向地	官報の引用
<p>本付則の中のいずれも、EAR の他の条項 (限定されるものではないが、§ 748. 15 (c) を含む) に取って代わるものとみなしてはならない。</p>				
中国	Advanced Micro Devices China, Inc	3D002、3D003、3E001 (3C002及び3C004に番号分類される品目に係る“技術”並びにECCN 3B001及び3B002に番号分類される品目に対する国際半導体技術ロードマップ (ITRS) のプロセスにおける使用に係る“技術”に限られる)、3E002 (ECCN 3B001及び3B002に番号分類される品目に対するITRSのプロセスにおける使用に係る“技術”に限られる)、3E003.e (民生用の集積回路の“開発”及び“製造”に限る)、4D001及び4E001 (ECCN 4A003の製品の“開発”に限る)	Advanced Micro Devices (Shanghai) Co., Ltd., Buildings 33 (Unit 1), 46, 47, 48 & 49, River Front Harbor, Zhangjiang Hi-Tech Park, No. 1387 Zhang Dong Road, Pudong District, Shanghai, China 201203. AMD Technology Development (Beijing) Co., Ltd., North and South Buildings, RaycomInfotech, Park Tower C, No. 2 Science Institute South Rd., Zhong Guan Cun, Haidian District, Beijing, China 100190. AMD Products (China) Co. Ltd., North and South Buildings, RaycomInfotech Park, Tower C, No. 2 Science Institute South Rd., Zhong Guan Cun, Haidian District, Beijing, China 100190.	75 FR 25763, 5/10/10. 76 FR 2802, 1/18/11. 78 FR 3319, 1/16/13. 81 FR 40785, 6/23/16.
中国	Advanced Micro-Fabrication Equipment, Inc., China.	2B230、3B001. a. 2、及び 3B001. e (ECCN 3B001. a. 2、3B001. e に番号分類される品目は、部分品及び附属品に限られる)	Advanced Micro-Fabrication Equipment, Inc., China, 188 Taihua Road, Jinqiao Export Processing Zone (South Area), Pudong, Shanghai 201201, China.	78 FR 41293, 7/10/13, 80 FR 65933, 10/ 28/15.
中国	Applied Materials (China), Ltd	これらの品目は 1 つのアスタリスク (*) で特定される Applied Materials の仕向先に対して是認される : 2B006. b、2B230、2B350. g. 3、2B350. i、3B001. a、3B001. b、3B001. e、3B001. f、3C001、3C002、 3D002 (ECCN 3B001 に番号分類される蓄積プログラム制御方式の品目の“使用”のために特別に設計した“ソフトウェア”に限られる)	* Applied Materials South East Asia Pte. Ltd. – Shanghai Depot c/o Shanghai Applied Materials Technical Service Center No. 2667 Zuchongzhi Road, Shanghai, China 201203. * Applied Materials South East Asia Pte. Ltd. – Beijing Depot c/o Beijing Applied Materials Technical Service Center No. 1 North Di Sheng Street, BDA Beijing, China 100176. * Applied Materials South East Asia Pte. Ltd. – Wuxi Depot c/o Sinotrans Jiangsu Fuchang Logistics Co., Ltd. 1 Xi Qin Road, Wuxi Export Processing Zone Wuxi, Jiangsu, China 214028. * Applied Materials South East Asia Pte. Ltd. – Wuhan Depot, c/o Wuhan Optics Valley Import & Export Co., Ltd., No. 101 Guanggu Road, East Lake High-Tec Development Zone, Wuhan, Hubei, China 430074. * Applied Materials (China), Inc. – Shanghai Depot No. 2667, Zuchongzhi Road Shanghai, China 201203. * Applied Materials (China), Inc. – Beijing Depot No. 1 North Di Sheng Street, BDA Beijing, China 100176.	72 FR 59164, 10/19/07. 74 FR 19382, 4/29/09. 75 FR 27185, 5/14/10. 77 FR 10955, 2/24/12. 80 FR 65933, 10/28/15.

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCNによる)	適格な仕向地	官報の引用
中国	Applied Materials (China), Ltd	これらの品目は 2 つのアスタリスク (**) で特定される Applied Materials の仕向先に対して是認される : 2B006. b、2B230、2B350. g. 3、2B350. i、3B001. a、3B001. b、3B001. e、3B001. f、3C001、3C002、3D002 (ECCN 3B001 に番号分類される蓄積プログラム制御方式の品目の“使用”のために特別に設計した“ソフトウェア”に限られる)、並びに 3E001 (ECCN 3B001 で規制される品目の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”に限られる)。	** Applied Materials (Xi' an) Ltd. No. 28 Xin Xi Ave. , Xi' an High Tech Park Export Processing Zone Xi' an, Shaanxi, China 710075.	
		この品目は 3 つのアスタリスク (***) で特定される Applied Materials の仕向先に対して是認される : 3E001 (ECCN 3B001 で規制される品目の“開発”又は“製造”に係る General Technology Note の対象となる“技術”に限られる)。	*** Applied Materials (China), Inc. Headquarters, 1388 Zhangdong Road, Bldg. 22, Zhangjiang Hi-Tech Park, Pudong, Shanghai, 201203, China.	
中国	Boeing Tianjin Composites Co. Ltd.	1B001. f、1D001 (1B001. f で規制される装置の“使用”のために特別に設計又は改造された“ソフトウェア”に限定される)、2B001. b. 2 (精度が、13µm より良いもの (未滴) でない工作機械に限定される)、2D001 (2B001. b. 2 で規制される装置の“使用”のために特別に設計又は改造された“ソフトウェア”に限定される (2D002 で規制されるものを除く))、並びに 2D002 (電子機器のための“ソフトウェア” (たとえば、電子機器又はシステムに組み込まれていても、当該機器又はシステムが“数値制御”装置として機能することを可能にするもの) であって、2B001. b. 2 で規制される“輪郭制御”のために同時に調整することができる軸数が 4 を超えるものに限定される)	Boeing Tianjin Composites Co. Ltd. , No. 4—388 Heibei Road, Tangu Tianjin, China.	72 FR 59164, 10/19/07. 74 FR 19382, 4/29/09. 77 FR 10955, 2/24/12. 77 FR 40260 , 7/9/12.
中国	CSMC Technologies Corporation	1C350. c. 4 1C350. c. 3 、 1C350. c. 12 1C350. c. 11 、2B230. a、2B230. b、2B350. f、2B350. g、2B350. h、3B001. e、3B001. h (“宇宙用に設計した”半導体デバイスの製造のために設計した位相シフト膜を有する多層マスクを除く)、3C002. a、及び 3C004.	CSMC Technologies Fab 1 Co., Ltd. , 14 Liangxi Road, Wuxi, Jiangsu 214061, China. CSMC, Technologies Fab 2 Co., Ltd. , 8 Xinzhou Rd. , Wuxi National New Hi-Tech Industrial Development Zone, Wuxi, Jiangsu 214028, China.	76 FR 2802, 1/18/11. 76 FR 37634, 6/28/11. 77 FR 10953, 2/24/12. 78 FR 23473 4/19/13, 78 FR 32981, 6/3/13. 83 FR 25561 6/4/18

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCN による)	適格な仕向地	官報の引用
中国	Intel Semiconductor (Dalian) Ltd.	これらの品目は、一つのアスタリスク (*) で識別されるインテルの仕向け先に対して認可される： 1A004, 1C006. d, 2A226, 2B006. b, 2B230, 2B231, 2B350, 3A233. a, 3B001 (“宇宙用に設計された”半導体デバイスを生産するために設計された位相シフト膜を有する多層マスクを除く)、3C002, 3E002 (デジタル信号プロセッサ及びデジタルアレイプロセッサに固有の開発技術及び製造技術であって、さらにまた国際半導体技術ロードマップ (ITRS) に基づく“技術”に限定されたものを除く)、並びに 4E001 (加重最高性能 (APP) 水準が12.0 実効テラ演算 (WT) を超えないコンピュータ製品又は部分品に係る技術に限定される)。	*Intel Semiconductor (Dalian) Ltd., No.109 Huai He Road East, Dalian Economic and Technology Development Area, Dalian, Liao Ning rovince, 116600, China.	75 FR 62462, 10/12/10. 77 FR 10953, 2/24/12. 78 FR 3319, 1/16/13. 78 FR 54752, 9/6/13, 81 FR 85145, 11/25/16.
		これらの品目は、二つのアスタリスク (**) で識別されるインテルの仕向け先に対して認可される： 1A004, 1C006. d, 2A226, 2B006. b, 2B230, 2B231, 2B350, 3A233. a, 3B001 (“宇宙用に設計された”半導体デバイスを生産するために設計された位相シフト膜を有する多層マスクを除く)、並びに3C002。	** Intel Semiconductor (Dalian) Ltd., c/o Dalian Kintetsu Logistics Co., Ltd, Dayaowan Bonded Port No. 6 Road W4 Unit A1, Dalian Economic and Technology Development Area, Dalian, Liao Ning Province, 116601, China.	
中国	Lam Research Service Co., Ltd	これらの品目は一つのアスタリスク (*) で特定されるLam社の仕向地に対して認可される： 2B230, 2B350. c, 2B350. d, 2B350. g, 2B350. h, 2B350. i, 及び 3B001. e (Lamで製造される半導体製造装置の設置、保証保守/修理、又は保守/修理サービスに限られ、かつ、ECCN 3B001. eに番号分類される品目は、部分品及び付属品に限られる)、3D001 (ECCN 3B001. e 3B001 で規制される装置の“開発”又は“製造”のために“特別に設計された”ソフトウェア“(ソースコードを除く)に限られる)、3D002 (ECCN 3B001. e 3B001 で規制される装置の“使用”のために“特別に設計された”ソフトウェア“(ソースコードを除く)に限られる) 並びに 3E001 (ECCN 3B001. eに番号分類される装置の種類 3B001 で規制される装置の“開発”に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”開発”技術”に限られる)。	* Lam Research International Sarl (Lam Beijing Warehouse), c/o Beijing Lam Electronics Tech Center, 1 Building, No. 28, Jinghai Second Road, BDA, Beijing, China 100176 * Lam Research International Sarl (Lam Beijing Warehouse), c/o Beijing STE International Logistics Co., Ltd., Building 3, No. 9 Ke Chuang Er Street Beijing Economic & Technological Development Area, Beijing, China 100176 * Lam Research International Sarl (Lam Beijing Warehouse), c/o China International Electronic Service Company, 1 Building, No. 28, Jinghai Second Road, BDA, Beijing, China 100176 * Lam Research International Sarl (Lam Beijing Warehouse), c/o HMG Hi-Tech Logistics (Beijing) Co., Ltd., Building 3, No. 9 Ke Chuang Er Street, Beijing Economic & Technological Development Area, Beijing, China 100176 * Lam Research International Sarl (Lam Dalian Warehouse), c/o Liaoning JD Logistics International Co., Ltd., Dalian Bonded Logistics Port, W5-B8, No. 6, Road #3, Dalian, China 116600 * Lam Research International Sarl (Lam Dalian Warehouse), c/o Liaoning JD Logistics International Co., Ltd. JD Logistics Dalian bonded logistic Co., Ltd., Dalian Bonded Logistics Zone No. 1 Public Warehouse Dalian, China 116600 No. 1 Public Warehouse, Dalian Bonded Logistics Zone, Dalian, China 116600	75 FR 62462, 10/12/10. 77 FR 10953, 2/24/12. 78 FR 3319, 1/16/13. 78 FR 54752, 9/6/13. 79 FR 71016, 12/1/14. 82 FR 48929, 23/10/17.

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCN による)	適格な仕向地	官報の引用
	(続き) Lam Research Corporation.		<p>* Lam Research International Sarl (Lam Shanghai Warehouse), c/o HMG Supply Chain (Shanghai) Co., Ltd., No. 633, Shangfeng Road, Pudong New District, Shanghai, China 201201 No. 3860, Longdong Avenue Pudong New District Shanghai, China 201203</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Shanghai Warehouse), c/o Regal Harmony Logistics Co., Ltd., No. 799, Yihua Road, Pudong New District, Shanghai, China 201299</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Shanghai Warehouse Operator), c/o Shanghai Well-win Logistics Co., Ltd., No. 2667 Zuchongzhi Road, Pudong New District, Shanghai, China</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Shanghai Warehouse: WGQ Bonded Warehouse), c/o HMG Supply Chain (Shanghai) Co., Ltd., No. 55, Fei la Road, Waigaoqiao Free Trade Zone, Pudong New Area, Shanghai, China 200131</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Wuhan Warehouse), c/o Wuhan HMG Logistics Co., Ltd.,</p> <p>* Lam Research International Sarl (Wuhan TSS), c/o HMG Wuhan Logistic Co., Ltd., Factory C101/201, 1-2F Building 1, Central China Normal, University Park Road, Wuhan, China 430223 1st, 2nd Floor, Area B, No. 5 Building, Hua Shi Yuan Er Road, East-lake Hi-Tech Development Zone, Wuhan, Hubei Province, China 430223</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Beijing Warehouse), c/o Beijing Lam Electronics Tech Center, 1 Building, No. 28, Jinghai Second Road, BDA, Beijing, China 100176.</p> <p>* Lam Research International Sarl (Wuxi EPZ Bonded Warehouse), c/o HMG WHL Logistic (Wuxi) Co., Ltd., 1st Fl F1, Area 4, No. 1, Plot J3 No. 5, Gaolang East Road, Export Processing Zone, Wuxi, China 214028</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Wuxi Warehouse), c/o HMG WHL Logistics (Wuxi) Co., Ltd., Plot J3-4, No. 5 Gaolang East Road, CBZ, New District Wuxi, Wuxi, China 214208</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Xiamen Warehouse), c/o VR Int'l Logistics (Xiamen) Co., Ltd., C3 Area No. 3 Warehouse, No. 1007 West Fangshan Road, Bonded Logistics Center (Type B) Xiang'an District, Xiamen, China 361101</p> <p>* Lam Research International Sarl (Lam Xi'an Warehouse), c/o VR International Logistics (Xi'an) Co., Ltd., No. 28 Information Road, EPZ B Zone, Xian New District, Xian, China 710119</p>	

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCN による)	適格な仕向地	官報の引用
中国	(続き) Lam Research Corporation.		* Lam Research International Sarl (Wuxi Bonded Warehouse for CIQ inspection), c/o SinoTrans Jiangsu Fuchang Logistics Co., Ltd., No. 1 Xiqin Road, Area A, Export Processing Zone, New District, Wuxi, China 214028	
		これらの品目はダブルニットのリスク(**)で特定されるLam社の仕向地に対して認可される: 2B230, 2B350. c, 2B350. d, 2B350. g, 2B350. h, 2B350. i, 及び 3B001. e (Lamで製造される半導体製造装置の設置、保証保守/修理、又は保守/修理サービスに限られ、かつ、ECCN 3B001. eに番号分類される品目は、特別に設計された部分品及び付属品に限られる)、 3D001 (ECCN 3B001. e 3B001で規制される装置の“開発”又は“製造”のために特別に設計された“ソフトウェア”(ソースコードを除く)に限られる)、 3D002 (ECCN 3B001. e 3B001で規制される装置の“使用”のために特別に設計された“ソフトウェア”(ソースコードを除く)に限られる)、並びに 3E001 (ECCN 3B001. eに番号分類される装置の統合、組立て(マウント)、検査、試験及び品質保証を支える種類のGeneral Technology Noteの対象となる“開発”“技術”又は“製造”“技術”ECCN 3B001で規制される装置の“開発”又は“製造”(統合、組立て(マウント)、検査、試験及び品質保証を支える製造工程に限られる)に係るGeneral Technology Noteの対象となる“技術”に限られる)。	** Lam Research Service Co., Ltd., 1st Floor, Area C, Hua Hong Science & Technology Park, 177 Bi Bo Road Zhangjiang Hi-Tech Park, Pudong, Shanghai, China 201203 ** Lam Research Service Co., Ltd. (Xiamen), Room 705A, Qiangye Building, Xiang'an Industrial Park, Xiamen Torch Hi-tech Zone, Xiamen, China 361115 ** Lam Research Service Co., Ltd. Beijing Branch, 6th Floor, Building 52, No. 2, Jingyuan North Street, Beijing Economic & Technological Development Area, Beijing, China 100176. ** Lam Research Service Co., Ltd. (Dalian Branch), Units 01, 02, 13, 10th Floor, Jinma International Building, No. 1 Yongde Street, Dalian, China 116620 ** Lam Research Service Co., Ltd. (Lam Dalian Representative Office), c/o Intel Semiconductor (Dalian) Ltd., No. 109 Huaihe Road East, Dalian Economic & Technical Development Area, Dalian, China 116600 ** Lam Research Service Co., Ltd., Wuhan Representative Office, Room 302, Guanggu Software Park Building E4, No. 1 Guanshan Road, Donghu Development Zone, Wuhan, Hubei Province, China 430074 ** Lam Research Service Co., Ltd. (Wuxi Branch) Wuxi Representative Office, Room 302, Building 6, Singapore International Park, No. 89 Xing Chuang Si Road, Wuxi New District, Wuxi, Jiangsu, China 214028 ** Lam Research Service (Shanghai) Co., Ltd. Xi'an Branch, Room 602, Building G, Wangzuo Xiandai City, 35 Tangyan Road, Gaoxin District, Xi'an, China, 710065	
中国	Samsung China Semiconductor Co. Ltd.	1C350. c. 3, 1C350. d. 7, 1C350. c. 4, 1C350. d. 10, 2B006. a, 2B006. b. 1. d, 2B230, 2B350. d. 2, 2B350. g. 3, 2B350. i. 3, 3A233, 3B001. a. 1, 3B001. b, 3B001. e, 3B001. f, 3B001. h, 3C002, 3C004, 3D002, 並びに3E001 (3C002及び3C004で規制される品目に係る“技術”並びにECCN 3B001及び3B002に番号分類される品目に対する国際半導体技術ロードマップのプロセスに沿った使用に係る“技術”に限られる)。	Samsung China Semiconductor Co. Ltd., No. 1999, North Xiaohe Road, Xi'an, China 710119.	78 FR 41291, 7/10/13, 78 FR 69535, 11/20/13, 79 FR 30713, 5/29/14, 80 FR 11864, 3/5/2015, 83 FR 25561 6/4/1

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCNによる)	適格な仕向地	官報の引用
中国	Semiconductor Manufacturing International Corporation.	ECCN 1C350. c. 3、1C350. d. 7、2B006. b. 1、2B230、2B350. d. 2、2B350. d. 3、2B350. g. 3、2B350. i. 3、3A233、3B001. a、3B001. b、3B001. e、3B001. f、3C001、3C002、3C003、3C004、5B002 並びに 5E002 (ECCN 5A002で規制される集積回路であって、EAR § 740. 17の (b) (2) 又は (b) (3) 項のもとで許可例外ENCが適用できるとしてBISにより番号分類されたものの”製造”に係るGeneral Technology Noteの対象となる”技術”に限定されるで規制される品目。	Semiconductor Manufacturing International (Shanghai) Corporation, 18 Zhang Jiang Rd., Pudong New Area, Shanghai, China 201203. Semiconductor Manufacturing International (Tianjin) Corporation, 19 Xing Hua Avenue, Xi Qing Economic Development Area, Tianjin, China 300385. Semiconductor Manufacturing International (Beijing) Corporation, No. 18 Wen Chang Road, Beijing Economic-Technological Development Area, Beijing, China 100176. Semiconductor Manufacturing International (Shenzhen) Corporation. Qier Road, Export Processing Zone. Pingshan New Area. Shenzhen, China 518118.	72 FR 59164, 10/19/07. 75 FR 7029, 11/1/10. 76 FR 69612, 11/09/11. 77 FR 10957, 2/24/12. 78 FR 69537, 11/20/2013. 79 FR 30713, 5/29/14.
中国	Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation.	1C350. c. 4 、 1C350. c. 3、1C350. d. 10 1C350. d. 7 、2B230、2B350. d. 2、2B350. g. 3、2B350. i. 4、3B001. a. 1、3B001. b、3B001. e、3B001. f、3B001. h、3C002、3C004、5B002、及び5E002 (ECCN 5A002、5A004、又は5A992で規制される集積回路であって、EAR § 740. 17 (b) (2) 又は § 740. 17 (b) (3) で指定される暗号審査プロセスに基づいて成功裏に審査されたものに係る製造技術に限られる)。	Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation. HFab 2, 668 Guoshoujing Road, Zhangjiang Hi-Tech Park, Shanghai 201203 China. Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation. HFab 1, 1188 Chuangqiao Road, Pudong, Shanghai 201206 China. Shanghai Huahong Grace Semiconductor Manufacturing Corporation. GFab1, 1399 Zuchongzhi Road, Zhangjiang Hi-Tech Park, Shanghai 201203 China.	78 FR 32981, 6/3/13, 83 FR 25561 6/4/1
中国	SK hynix Semiconductor (China) Ltd.	3B001. a、3B001. b、3B001. e、及び 3B001. f.	SK hynix Semiconductor (China) Ltd., Lot K7, Wuxi High-tech Zone, Comprehensive Bonded Zone, Wuxi New District, Jiangsu Province, China 214028.	75 FR 62462, 10/12/10. 77 FR 40258, 7/9/12. 78 FR 3324, 1/16/13. 78 FR 69538, 11/20/2013.
中国	SK hynix Semiconductor (Wuxi) Ltd.	3B001. a、3B001. b、3B001. e、及び 3B001. f.	SK hynix Semiconductor (Wuxi) Ltd., Lot K7.1, Wuxi High-tech Zone, Comprehensive Bonded Zone, Wuxi New District, Jiangsu Province, China 214028.	75 FR 62462, 10/12/10. 77 FR 40258, 7/9/12. 78 FR 3324, 1/16/13. 78 FR 69538, 11/20/2013.

国	認証最終需要者	適格な品目 (ECCNによる)	適格な仕向地	官報の引用
インド	GE India Industrial Pvt Ltd.	1C002. a. 1, 1C002. a. 2, 1C002. b. 1. a, 1C002. b. 1. b, 1E001, 2E003. f, 9E003. a. 1, 9E003. a. 2, 9E003. a. 4, 9E003. a. 5, 9E003. a. 6, 9E003. a. 8, 及び 9E003. c.	GE India Technology Centre Private Limited (GEITC), No. 122, EPIP, Phase II, Hoodi Village, Whitefield Road, Bangalore 560066, Karnataka, India. Bangalore Engineering Center (BEC), c/o GE India Technology Centre Private Limited (GEITC), No. 122, EPIP, Phase II Hoodi Village, Whitefield Road, Bangalore 560066, Karnataka, India.	74 FR 31620, 7/2/09. 74 FR 68147, 12/23/09. 77 FR 10958, 2/24/12

§ 748 付則 8 認証最終需要者 (VEU) の認可申請に必要な情報

VEU 認可の申請者は、認証最終需要者になる予定の者についての特定の情報を BIS に提供しなければならない。この情報は、認証最終需要者になる予定の者、又は特定の事業者を認証最終需要者として承認されることを望む輸出者若しくは再輸出者により提出される認可申請の中に含めなければならない。BIS は、その評価の過程において、追加の情報を要求する場合がある。

認証最終需要者の認可申請に必要な情報

- (1) 予定する VEU 候補者の名前（候補者が事業を行うすべての名前を含む）；漏れなく記入された会社の実在する所在地（単に私書箱をリストするだけでは不十分である）；電話番号；ファックス番号；電子メールアドレス；会社のウェブサイト（利用できる場合）；及び BIS が疑義を持つ場合に連絡をとられなければならない個人の名前。
申請書を提出している事業者が申請書の中で特定される認証最終需要者になる予定の者と異なる場合、この情報は双方の事業者から提出されなければならない。
候補者が複数の所在地を持つ場合、適格な仕向地に所在しているすべての実在する所在地がリストされなければならない。
- (2) 認証最終需要者になる予定の者の組織、所有権及び事業の概要を提供しなさい。当該事業者の説明（事業活動の種類、所有権、子会社及び合併事業プロジェクトに加えて、その事業者が政府又は軍のいずれかの組織と有している事業活動又は協力関係の概要を含む）を記載しなさい。
- (3) VEU 認可承認に関して計画している品目のリスト及びこれらの意図している最終用途。品目の説明；すべての品目の ECCN（必要に応じて、下位の項番のレベルまで分類されたもの）；性能仕様を含む品目の技術パラメータ；及び品目の最終用途の説明を記載しなさい。BIS が以前にその品目を分類していた場合、貨物分類自動追跡システム (GCATS) 番号が、本項の前記条項でリストしている情報の代わりに提供することができる。
- (4) 品目が使用される場所の実在する所在地（複数ある場合は、すべての所在地）について、この所在地が、本付則の (1) 項で規定されている認証最終需要者になる予定の者の住所と異なる場合、提供しなさい。
- (5) 認証最終需要者になる予定の者が、その品目を再輸出又は移転することを計画している場合、その品目が再輸出又は移転される先の仕向地を具体的に記入しなさい。
- (6) 認証最終需要者になる予定の者の記録保管システムが、EAR § 748.15(e) で示されている記録保管要求事項の順守を、どのようにして可能にするかを具体的に記入しなさい。VEU の要求事項の順守を確実にするために実施されているシステムを説明しなさい。
- (7) 認証最終需要者になる予定の者のレターヘッドを使って、最終需要者がすべての VEU 要求事項を順守することを保証する原本の申告書であって、認証最終需要者になる予定の者を合法的に束ねる権限を有する者により署名及び日付が記入されたものを記載しなさい。この申告書には、認証最終需要者になる予定の者が以下に該当することの認知を含めなければならない：
 - (i) 認証最終需要者として受け取ることができる品目は、EAR に従って輸出されたものであること、及び当該品目の EAR に反した使用又は転用は禁止されることを、通知され理解しました；
 - (ii) すべての VEU 認可の最終用途制限（VEU の認可のもとに受け取られた品目は、認可された民間の最終用途のための使用に限られ、EAR § 744 で定める行為のために使用されることができないとする要求事項を含む）を理解し、この最終用途制限に従います；
 - (iii) VEU の記録保管要求事項を順守します；並びに
 - (iv) VEU の認可条件の最終需要者の順守を検証するために、米国政府の担当官が現地調査を行うことに同意します。

§ 748 付則 9 最終需要者審査委員会手続き

- (1) 最終需要者審査委員会 (ERC) (国務省、国防総省、エネルギー省、商務省及び (必要に応じて) 他の機関の代表者で構成される) は、本章の付則 7 で示される認証最終需要者及び関連する適格な品目のリストを追加したり、削除したり或いは別途改訂すべきかどうかを決定する責任を負っている。商務省は ERC の議長をつとめる。
- (2) 候補者に対する VEU 資格の認可又は既存の認可への適格な品目の追加には、委員会の満場一致の支持投票が必要である。VEU 認可の削除又は既存の認可からの適格な品目の削除には、委員会の過半数の支持投票が必要である。
- (3) § 748.15 に従って提出された請願に加えて、ERC は、米国政府によって身元が確認される VEU 認可の候補者についても検討する。米国政府が候補者について VEU 認可の身元確認を行う場合、VEU 認可が適切かどうかを ERC が裁定する前に、どの最終需要者が可能性のある VEU 認可候補者として確認されたかを、関係者 (すなわち、確認することができた最終需要者及び輸出者又は再輸出者) は通知される。最終需要者は、政府の指名を受ける義務はない。
- (4) ERC は、候補者の漏れなく記入された申請書がすべての ERC 機関に配布されてから暦日で 30 日以内に、各 VEU 候補者に VEU の認可を与えるべきか否かの決定をしなければならない。委員会は、申請者又は可能性のある認証最終需要者から、個々の VEU 候補者の申請書に関連した追加情報を要求する場合がある。暦日で 30 日の計算において、申請者又は可能性のある認証最終需要者からの追加情報を ERC が待っている間の期間は、ERC の決定の締切り期限には含めない。
- (5) ある ERC 機関が ERC の決定に納得しない場合、その機関は輸出政策諮問委員会 (ACEP) に案件をエスカレーションすることができる。そのような案件のエスカレーションの手続き及び時間枠は、輸出許可申請書について、大統領令 12981 (大統領令 13020、13026 及び 13117 により改められている) で指定されるもの、並びに EAR § 750.4 で言及されるものと同じである。
- (6) 本章の付則 7 で示される VEU 認可リストを改正するために適切な意思決定レベルで行われた最終決定は、官報でこの改正を公布するために、すべての構成機関により秘密情報の使用が許可されたものとして機能する。
- (7) 輸出管理担当の商務省副次官補は、各 VEU 請願に対する決定を、請願をしている当事者及び最終需要者に連絡する。